平成２８年第７回府中町議会定例会

会　議　録（第１号）

１．開　会　年　月　日　　平成２８年１２月９日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成２８年１２月９日（金）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１８名）

議長	中　村　武　弘　君	副議長	益　田　芳　子　君
１番	岩　竹　博　明　君	２番	木　田　圭　司　君
３番	橋　井　　肇　君	４番	梶　川　三樹夫　君
５番	繁　政　秀　子　君	６番	山　口　晃　司　君
７番	二　見　伸　吾　君	８番	上　原　　貢　君
１０番	児　玉　利　典　君	１１番	林　　拡　君
１２番	西　　友　幸　君	１３番	中　村　　勤　君
１４番	西　山　　優　君	１５番	加　島　久　行　君
１７番	小　菅　巻　子　君	１８番	力　山　　彰　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸報告

（１）議長報告

（２）常任委員会委員長報告

（３）議会運営委員会委員長報告

（４）議会報特別委員会委員長報告

（５）監査委員報告

（６）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

４　町長報告

・行政報告

・報告第２０号　専決処分の報告について

・報告第２１号　専決処分の報告について

・報告第２２号　専決処分の報告について

５　第６６号議案　府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

６　第６７号議案　府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

７　第６８号議案　府中町職員の給与に関する条例の一部改正について

８　第６１号議案　平成２８年度府中町一般会計補正予算（第４号）

９　第６２号議案　平成２８年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

１０　第６３号議案　平成２８年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

１１　第６４号議案　平成２８年度府中町介護保険特別会計補正予算（第３号）

１２　第６５号議案　平成２８年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

１３　第６９号議案　府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

１４　第７０号議案　府中町税条例の一部改正について

１５　第７１号議案　府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

１６　第７２号議案　財産の取得について

１７　第７３号議案　平成２７年度府中町歳入歳出決算の認定について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町長	佐藤信治君
副町長	岡野浩子君
教育長	高杉良知君
企画財政部長	高石寛智君
地方創生担当部長	地下　調君
総務部長	寺尾光司君

福祉保健部長	立石佳之君
生活環境部長	坂本雅司君
建設部長	梶川幸正君
向洋駅周辺区画整理事務所長	脇本哲也君
教育部長	金藤賢二君
会計室長	谷崎文男君
消防長	中川和幸君
福祉保健部次長	山西仁子君
生活環境部次長	金光一隆君
消防本部次長	白崎俊文君
教育次長	戸田秀生君
財政課長	増田康洋君
総務課長	新見公平君
職員課長	岩﨑雅男君
税務課長	金川秀之君
福祉課長	谷口充寿君
保険年金課長	森本雅生君
健康推進課長	長西弘子君
環境課長	屋敷学君
町民生活課主幹	倉﨑誠一郎君
監理課長	池口豊記君
都市整備課長	岡村紀行君
建築課長	川口正幸君
総務課長（教委）	胡子幸穂君
社会教育課主幹	沢元保夫君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議会事務局長	花田智史君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会　午前９時３０分）

○議長（中村武弘君）　皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成２８年第７回府中町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、７番二見議員、８番上原議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第２、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１２日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１２日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長報告から行います。

１１月９日に全国大会に参加しております。

今大会では、東日本大震災や熊本地震による課題を解決するため、国と地方と一体となって本格的な復旧、復興への取り組みを加速化させること、また人口減少の克服と地方創生を実現するために、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていく

こと、そのほか１億総活躍社会の実現のため、地方創生に向けた流れを緩めてはいけないということなどを盛り込んだ大会宣言を行いました。

また、１１月１６日には、県議長会の定例会に出席しております。

会議では、監事として選任されていた世羅町の中村議長の辞職に伴い、新たに大崎上島町の浜田議長が選任されております。そのほか平成２７年度決算の認定や来年度予算について審議を行い、原案どおり決定しております。

なお、詳細につきましては事務局に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

以上、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、梶川委員長、お願いいたします。

４番梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　皆様、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

１０月の初議会以降、１０月２５日に委員会並びに１１月２８日に委員会、協議会を開催いたしました。

１０月２５日の委員会では、１１月１５、１６日の委員会行政視察の事前研修ということで、視察先における事前質問事項の確認を行っております。

１１月２８日の委員会並びに協議会につきましては、委員会では皆さんに配付のとおり、行政視察の出張報告の取りまとめを行っております。これを参考にしていただければいいと思います。

協議会につきましては、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

また、委員会では、学校教育環境の体制整備改善を求める意見書案についての取りまとめを行っております。この意見書につきましては、議会運営委員会で対応をお願いし、できるだけ議員全員の発議による意見書として協力していただきますようお願いいたします。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございません。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　厚生委員会、繁政委員長、お願いいたします。

○５番（繁政秀子君）　おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

１０月の初議会以降、１０月２８日に委員会、１１月２９日に委員会と協議会を開催いたしております。

１０月２８日の委員会では、１１月１７、１８日に行う行政視察の事前研修ということで、視察行程や研修内容等について確認を行っております。

１１月２９日の委員会では、行政視察の出張報告の整理を行っております。

また、１２月議会へ向けての案件がございましたので、協議会に切りかえて議案等の概要説明を受けております。

行政視察の内容につきましては、皆様のお手元に出張報告書を配付いたしておりますので、参考にしていただければと思います。

なお、本会議から当委員会に付託された案件はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　建設委員会、力山委員長、お願いいたします。

○１８番（力山　彰君）　皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

１０月の初議会以降、１０月２７日に委員会並びに１１月３０日に委員会、協議会を開催しております。

１０月２７日の委員会では、建設事業に関する事務調査ということで、行政視察について協議を行い、１１月１５日、１６日に行政視察を行っております。行政視察につきましては出張報告にまとめ、皆さんのお手元に配付してありますので、ごらんください。

１１月３０日の委員会では、工事請負契約についての報告を受けております。

また、協議会では、今定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　議会運営委員会、加島委員長、お願いいたします。

○１５番（加島久行君）　議会運営委員会の報告を行います。

１０月の初議会以降、議会運営委員会を一昨日の１２月７日に開催をいたしております。

内容につきましては、今定例会の運営についてということで、陳情書などの報告や会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

以上をもちまして議会運営委員会の委員長報告を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　議会報特別委員会、上原委員長、お願いいたします。

○８番（上原　貢君）　おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

１０月の初議会以降、議会報特別員会は昨日の１２月８日に開催しております。

１２月８日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第１４４号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　次に、監査報告をお願いしますが、さきの臨時会で申し上げましたとおり、木田議員には監査委員就任の挨拶もあわせてお願いします。

木田監査委員。

○２番（木田圭司君）　皆さん、おはようございます。このたび監査委員に選任されました木田でございます。皆様の御協力、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

なお、監査については、議会選出の監査委員の任期満了に伴い、平成２８年９月３０日までは府中町代表監査委員土井精二及び監査委員の小菅巻子両氏が行い、１０月以降は府中町代表監査委員土井精二氏と私、木田圭司が実施いたしました。

まず、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成２８年８月分を９月１５日、９月分を１０月１７日に、１０月分を１１月１７日にそれぞれ実施し、検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めております。

次に、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、第２期定期監査を９月５日から１０月２４日までの期間で、建設部下水道課及び環境部環境課を対象に関係書類を抽出し、財務調査を実施しました。

監査結果については、いずれも適正に処理されておりました。

最後に、地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定に基づき、平成２７年度各会計歳入歳出決算及び基金運用について、７月１９日から９月１４日までの期間で審査を実施し、決算審査の結果については、９月２８日に町長に審査意見を提出いたしております。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

議会は、去る１０月２４日に定例会が開催されました。

定例会の内容は、３件の議案が提案され、全て可決されました。

１つは、監査委員の選任同意案件で、呉市選出の池庄司孝臣議員が選任をされました。

２つ目は、平成２７年度広域連合の歳入歳出決算の認定についてでございました。広域連合の主たる歳入歳出でありますが、医療特別会計は歳出決算額が３，７９２億５，０００万円で、医療費が平成２６年度比３．６％の増です。１２８億９，０００万円強でございました。１人当たりの医療費給付は平成２７年の９９万２，０００円で、平成２６年度に比べて１万６，０００円弱の１．６％の増加となっております。

３つ目は、医療特別会計における国庫負担金等に伴う追加納付額及び返還額の補正で、財源は医療準備基金からの繰り入れでの対応でございます。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩いたします。１０時から再開いたします。休憩。

（休憩　午前９時４９分）

（再開　午前９時５９分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　皆さん、おはようございます。本定例会では、本日から２０日の１２日間という長丁場となりますが、町長報告を含めまして１９件の議題を提起させていただくことにいたしております。よろしく御審議のほど冒頭お願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、町長報告、行政報告を行いますが、さきの常任委員会では２件というふうに申し上げましたが、１件を追加して３件の行政報告をさせていただきます。

まず、１件目としまして、国、県への提案活動でございます。このたび来年度の主要事業推進のため、国及び県への提案活動を行いましたので御報告をいたします。

去る１１月９日と１１月１１日に県と中国地方整備局、１１月１７日には国土交通省、文部科学省などに出向きまして、１０月の国の第２次補正に伴う追加の補助内示のお礼を兼ねまして、向洋駅周辺区画整理事業や学校施設環境改善事業など１１事業１２項目について、来年度の補助事業等の財源確保のための提案活動を行ったということでございます。

国土交通省からは、交付金の配分が非常に厳しい状況にあるが、今回の第２次補正はしっかり配分をしておると。来年度も重要であるので応援したいという心強いお話をいただいたところでございます。

また、文部科学省では、義家副大臣から今回の第２次補正は大型補正でありまして、締め切ってはいるが、まだ本庁枠が残っておると。来年度要望されている小学校５校の空調設置事業については、来年度の補助採択は極めて厳しい状況にあるので、無理をしてでも今回の補正枠を活用してはどうかという御提案をいただきました。

これを受けまして、来年度実施予定といたしておりました小学校５校の空調設置工事を前倒しをして今年度着手することと判断をいたしました。これによりまして工事工程が大変タイトになりますので、担当部署の職員には大きな負荷がかかることになりますが、本件事業の効果的な事業推進の観点からも、担当部署職員には頑張って執行して、予算をお認めいただければ執行してまいりたいというふうに考えております。

当該予算措置につきましては、１２月議会、本議会の一般会計補正予算に計上することといたしております。

財政効果につきましては、来年度国費不採択の場合と比較しますと、事業費３億６，６００万円のうち国費で６，４００万円、起債の地方交付税措置、追加の交付税措置ですが、２，０００万円、合計で８，４００万円を追加して財政支援を受けることができるというものでございます。

以上、国、県への提案活動の御報告とさせていただきます。

次に、２件目といたしまして、全国町村長大会並びに大会に先立ち実施いたしました県選出国会議員に対する要請活動について御報告いたします。

全国町村長大会は、去る１１月１６日に全国町村長大会が東京ＮＨＫホールにおいて開催され、平成２９年度政府予算編成並びに政策要望として、町村が自立でき、自主的、自立的にさまざまな施策を展開し得るように、防災・減災対策の推進に向けた予算措置、地方交付税等の一般財源の総額確保など、１０項目についての決議をいたしております。また、特別決議として参議院の合区解消に関する特別決議を行っております。この２つの決議実現に向けて、関連した要望項目とともに全国町村会として各省庁へ要望することとなっております。

また、広島県町村会としての活動としまして、大会に先立ちこの町村長大会決議、要望書によりまして、県選出国会議員に対する要請活動をあわせて行ったところであります。

なお、全国町村会の要望項目は多岐にわたりますが、重点項目の要望の項目には、子育て支援の充実として地方単独事業として行われる乳幼児への医療費助成について、国庫補助負担金の減額調整措置の廃止と医療費助成は国の制度として実施するなど適正な措置を講じるよう求めているということを御紹介しときたいというふうに思います。

以上、全国町村長大会への参加並びに県選出国会議員に対する要請活動の御報告でございます。

３点目でございます。３点目は、皆様御存じのように北小学校区の区域について、昨年広島県において土砂災害防止法に基づく基礎調査が行われております。このたびその調査結果ができまして、１１月１７日ですが公表があったこと、また北小学校区の地域の皆様への説明会が来年２月１日に開催されることになったということを御報告させていただきます。

この土砂災害防止法の基礎調査とその後の行政の対応について概略を申し上げますと、広島県は調査結果に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定することとなっております。もちろん区域に指定されたからといって、その区域に住めなくなるというものではございませんが、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンというふうに言いますが、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれのある区域ということになります。町行政といたしましては、警戒避難体制の整備やこれらの情報を周知徹底しなければならないということでございます。

次に、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しく危害が生じるおそれのある区域ということでございまして、当該区域に指定されれば住宅地分譲や社会福祉施設等の建築のための開発行為は県知事の許可が必要になるということでございます。また、居室を有する建築物の新築、改築、増築には、建築物の構造が土砂災害の防止、軽減するための基準を満たさなくてはならないということで、その建築確認が必要となるものでございます。町行政といたしましては、当該区域の家屋の改修や移転に対する支援制度、固定資産税の軽減策などを検討いたしたいというふうに思っております。

町といたしまして、広島県の行うスケジュールに合わせて町として行うべき取り組みの準備を行い、来年度開催の説明会では、御説明できるように進めておるところでございます。

なお、この基礎調査は、広島県において本年度は東小学校区を実施しておりまして、その他の校区、府中小学校、中央小学校、南小学校でございますが、基礎調査は来年度実施する予定となっております。

以上でございます。３点の御報告させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの行政報告に対して質問のある方。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　１項目めで向洋の土地区画整理のことを上げられましたが、向洋駅に新井旅館とか岸田旅館とか旅館、広島市のほうなんですが駅の前にありました。これも今区画整理で立ち退きになってもうやめられるそうです。それで、府中町のほうに私前から言っとるんですが、海田にもシティホテル等ありますので、府中町にもぜひつくりたいと思うんですね。そのためには容積率をもっと上げて、私前からいろんな人と話しとるんですが、ちょっと容積率を上げて小さくてもホテルができるとか、ビジネスホテルですね、マツダに行かれる方のをつくったらどうかと考えとるんですが、今職員の方でそれよく知らないんで用途地域とか府中町でできないと、県のほうで決定できると言われてるんですが、実際は府中町でできますので、ぜひ検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　容積率については町決定ということでございますので、県がや

るということではございませんので、議員御指摘のとおりで町もそのように認識をしております。誤った認識をしておるわけではございません。

お話については、都市計画ということでございますので、御提案、今日まで幾つかの御提案いただいておるというふうに受けとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　乳幼児医療の問題についてお話をちょっとされたんですが、助成について、もう少し詳しく国がどういう方針で、国のほうもそういうように今乳幼児医療が全国的にちょっと問題になっておりますので、どういうふうな考えであったのか、もっと詳しく聞かせてもらいたい。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　報告で御紹介しましたのは、全国町村会が国に対して２点申し上げてます。

１つは、医療費の助成と、乳幼児の医療費の助成というのは、今現在地方単独事業で地方でばらばらにされてますので、ひとつ国としてそういう制度を構築すべきではないのかということが１点。

それから、国民健康保険の国庫補助負担金の中にこういった医療費の健康保険の一部負担金を軽減してる制度があると、それによって国庫補助負担金を減額する調整制度があります。それについては、特に乳幼児医療制度については地方創生、子育て支援として重要な地方の取り組みなので、それを減額調整するいうのはせめてやめるべきではないかということが町村会のほうで申し上げてるところです。

国におきましては、率直に言って国一律の制度をつくるいうのは非常になかなか議論をしてますけど、難しいんかなというふうに思っておりまして、先般国におきましても研究会を、検討会を立ち上げておって、現在はそれの課題の整理をしておるという検討会の報告書が公表されております。そこではその軽減措置について、子どもの医療全体について検討してる検討会ですが、医療費の助成については両論併記という段階になっておりますので、今後そういったことについて詰めた議論がされるんではないかなというふうに思っております。

それから、もう一つの国民健康保険の補助負担金の減額調整措置については、正確

には情報来てませんけど、先般のマスコミ報道で厚生労働省が乳幼児の医療制度の軽減調整措置については廃止する方向で調整に入ったという報道がございましたので、その方向なんかなというふうに理解をしてます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第２０号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第２０号　平成２８年１２月９日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　皆さん、おはようございます。建設部長でございます。報告第２０号、専決処分の報告について補足して説明をさせていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分の指定について、第５項に規定する議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額増額もしくは減額が当該請負代金額の１０分の２を超えない変更契約を締結すること。ただし、変更契約金額が当該請負代金額の１０分の２以下であっても、その額が５，０００万円を超える場合は除くに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等新築工事、工事場所は府中町本町五丁目６８０番ほかでございます。請負金額、変更前８億３，８０８万円、変更後８億６，３６７万１，６８０円、２，５５９万１，６８０円の増額でございます。請負人、広島市中区鶴見町４番２５号　株式会社

増岡組でございます。

今回の変更につきましては、本年６月議会定例会において増額補正の承認をいただいているもので、主な変更内容といたしましては、くい打ち工程におきまして、当初想定していなかった支障、地中障害物が発見されたため、これらの調査に必要となった費用約２０８万円、転石の撤去、処分等に必要となった経費約１，８６９万円及び危険防止のための防球ネット等の変更約４８２万円など、合わせまして２，５５９万１，６８０円の増額変更となったものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２７年７月１３日、専決処分年月日は平成２８年９月９日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第２１号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第２１号　平成２８年１２月９日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　報告第２１号、専決処分の報告について補足して説明をさせていただきます。

今回の専決処分の報告につきましても、先ほどの報告第２０号と同様の規定により本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名、防災行政無線デジタル化整備工事、工事場所は町内一円でございます。請負金額、変更前１億１，８６６万２，８４０円、変

更後１億４，０４３万４，５６０円、２，１７７万１，７２０円の増額でございます。

請負人、広島市東区光町二丁目９番２４号　株式会社関電工中国支社でございます。

主な変更の内容でございますが、防災行政無線デジタル化設備を早期に整備するため、平成２９年度に整備予定であった屋外拡声子局２４カ所のうち４カ所を平成２８年度に追加し整備するものでございます。

なお、当該事業は社会資本整備総合交付金事業として実施しておりますが、交付金対象工事費に入札残が生じたため、その工事費を満額執行するため、今回追加し整備するものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２８年６月２４日、専決処分年月日は平成２８年１０月３１日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第２２号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第２２号　平成２８年１２月９日提出。

専決処分の報告について。

広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、平成２８年１１月４日に別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　おはようございます。総務部長です。報告第２２号、専決処分の報告についてを補足して説明をいたします。

議案書の最終ページの報告第２２号参考資料をごらんください。

１、規約変更の趣旨及び概要でございます。

本件は、広島県市町総合事務組合の構成団体であります山県郡西部衛生組合、これは安芸太田町、北広島町で構成をいたしておりますし尿や一般廃棄物等の処理などを行う一部事務組合でございますが、この衛生組合が平成２９年３月３１日をもって解散し、同年４月１日から広島県市町総合事務組合を脱退することとなり、規約の変更を行うというものでございます。

なお、この広島県市町総合事務組合と申しますのは、職員の退職手当の支給に関する事務と非常勤職員等の公務災害補償事務を共同処理をいたしております複合的一部事務組合でございまして、本町府中町は、非常勤職員等の公務災害補償事務を同組合にて共同処理をいたしているというものでございます。

山県郡西部衛生組合の解散、脱退に伴い、広島県市町総合事務組合を組織する構成団体数の減少及びこれに係る組合規約の変更を行うことにつきまして、地方自治法第２８６条第１項の規定による協議がありましたが、本町においては府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定についての第４項に規定いたしております広島県市町総合事務組合を構成する市町、一部事務組合及び広域連合の数の増減及びこれに係る当該組合規約中別表１、別表１というのは構成団体の一覧表ですが、及び別表２、別表２のほうは共同処理する事務ごとの構成団体の一覧表でございますが、この別表１、別表２の市町名、一部事務組合名及び広域連合名を増減することに該当するということでありますから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をし、同条第２項の規定により本議会に報告をさせていただくというものでございます。

なお、施行期日は平成２９年４月１日で、専決処分年月日は平成２８年１１月４日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第５、第６６号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費

用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６６号議案　平成２８年１２月９日提出。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、平成２８年８月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　第６６号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを補足して説明をさせていただきます。

最終ページの第６６号議案参考資料をお開きください。

まず、１の改正の趣旨でございます。

このたびの改正は、人事院が本年８月に国家公務員の給与等に関して行った人事院勧告に準じた一般職員の勤勉手当の改正を考慮いたしまして、府中町議会議員の期末手当の支給割合を改定させていただくというものでございます。

次に、２の改正事項の概要でございます。

表でお示ししているとおり、期末手当の支給月数を年間で現行４．２月分を４．３月分に０．１月分引き上げるという内容でございます。期別ごとの割合につきましては表に記載のとおりでございますが、平成２８年度は１２月期を０．１月分増、平成２９年度以降につきましては６月期と１２月期、それぞれ０．０５月増といたしております。

３の施行期日ですが、公布の日から施行といたしますが、平成２９年６月期以降の期末手当に係る規定につきましては、平成２９年４月１日から施行とします。また、平成２８年１２月期の期末手当に係る規定は、本年の１２月１日から遡及適用することといたしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上ともって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第６、第６７号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６７号議案　平成２８年１２月９日提出。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次にように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、平成２８年８月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、引き続き総務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　第６７号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費に関する条例の一部改正についてを補足して説明をさせていただきます。

最終ページの参考資料をお開きください。

改正の趣旨でございます。

本改正は、第６６号議案と同様に本年８月の人事院勧告に準じた一般職員の勤勉手当の改正を考慮し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改正させていただくというものでございます。

次に、２の改正事項の概要についてでございます。

議員報酬の条例改正と同様に、期末手当の支給割合を年間で現行４．２月分を４．３月分に０．１月分引き上げるという内容でございます。この改定する支給割合につきましても表に記載のとおりで、議員の期末手当の支給割合の改正内容と全く同一でございます。

施行期日等についても同様でございまして、公布の日から施行としますが、平成２９年６月期以降の期末手当に係る規定につきましては、平成２９年４月１日から施行します。また、平成２８年１２月期の期末手当に係る規定は、本年１２月１日から遡及適用をさせていただくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第７、第６８号議案、府中町職員の給与に関する条例の一

部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６８号議案　平成２８年１２月９日提出。

府中町職員の給与に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、平成２８年８月の人事院勧告に準じ、給料表並びに扶養及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、引き続き総務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　第６８号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部改正についてを補足して説明をいたします。

議案書の最終ページの第６８号議案参考資料をごらんください。

１、改正の趣旨でございますが、平成２８年８月の人事院勧告に準じ、給料表並びに扶養及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うというものでございます。

今年度の人事院勧告のポイントでございますが、民間給与実態調査の結果から、月例給において民間給与が国家公務員給与を上回っており、月例給を引き上げる内容となっております。

また、特別給、期末勤勉手当でございますが、この特別給においても同様に民間が国家公務員を上回っていることから、支給率の引き上げが勧告をされております。

さらに、扶養手当につきまして、社会全体といたしまして共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において配偶者手当を見直す動向があることや少子化対策の推進を踏まえて、見直しする内容の勧告が出されております。

続きまして、改正事項の概要でございます。

まず、（１）給料表の改定でございます。

国の俸給表の改定に合わせまして、府中町の行政職給料表及び消防職給料表の給料

月額を平均で０．２２％、金額で７７５円引き上げるというものでございます。給与の改定額及び改定率につきましては、給料で１人平均７２５円、０．２１％の引き上げ、それに伴います地域手当等のはね返り分が１人平均５０円、０．０１％の引き上げとなっております。合わせて０．２２％、７７５円の引き上げとなるものでございます。

なお、それぞれの給料表の各号級の引き上げ幅につきましては、議案書の中段、７から９枚目のところに行政職、消防職の給料表の新旧対照表を添付しております。この新旧対照表のとおりの引き上げを行いますが、その幅は行政職では月額で４００円から１，５００円、消防職では月額４００円から１，８００円の引き上げ幅となっております。民間との差が大きい若年層、給料表でいきます１級から４級部分に重点を置きながらの引き上げとなっております。

続きまして、扶養手当の改定でございます。

参考資料のほうにお戻りください。

（２）の扶養手当の改定でございます。

配偶者に係る手当、現行月額１万３，０００円ですが、これを他の扶養親族と同等、平成３０年度以降６，５００円とし、子については現行の６，５００円から平成３０年度以降１万円に引き上げるというものでございます。

また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族１人目に係る手当、現行月額１万１，０００円とする取り扱いについては、国に準じ廃止をいたします。

なお、本改正は受給者への影響を少なくする観点から段階的に実施することといたしておりまして、平成２９年度においては、子は８，０００円、配偶者は１万円とする経過措置を行います。

続きまして、勤勉手当の改定でございます。

資料は表裏にわたっておりますが、まずア、職員の勤勉手当の支給割合を０．１月引き上げを行い、期末手当と合わせた年間の支給割合を現行の４．２月から４．３月に引き上げるというものでございます。期別ごとの支給割合につきましては表に記載しておりますとおり、平成２８年度においては１２月期の勤勉手当の引き上げ分を０．１上乗せを行い０．９としております。平成２９年度以降につきましては、隣の欄になりますが、引き上げ分の０．１月分を６月期と１２月期の勤勉手当に等分にそれぞれ０．０５月分配分をしております。これにより年間での支給割合は、期末手当

と合わせて全体で４．３月となるというものでございます。

次のイの再任用職員についてでございますが、再任用職員につきましても支給割合の引き上げ幅が異なっておりますが、考え方は一般職員と同様でございます。勤勉手当の支給割合を０．０５月引き上げ、期末手当と合わせた年間の支給割合を現行の２．２月から２．２５月に引き上げるという内容でございます。実際の期別ごとの支給割合についても考え方は一般職員と同様で、平成２８年度においては引き上げ分を１２月期の勤勉手当に上乗せ、平成２９年度以降については６月期と１２月期の勤勉手当に引き上げ幅を等分に配分するということといたしております。

以上、今回の給与改定に係る今年度分の影響額は、全体で給料額では２２３万２，０００円、勤勉手当などの手当が１，２０９万８，０００円で、合わせて１，４３３万円が影響額となります。

次のウ、勤勉手当基礎額に関する改定でございますが、これは直接の給与改定ではなく、算定方式の変更を行うという内容でございます。現行の再任用職員以外の職員の勤勉手当の算定につきましては、その算定基礎額に扶養手当月額を算入することといたしておりますが、今年度施行されました地方公務員法の改正を受け、人事評価結果を給与等にも活用していくこととなったことから、実支給額の計算における基礎額には扶養手当月額を算入しないこととし、そのことで出てくる財源を業績評価の成績上位者へ配分するための原資とすることに変更をいたします。これは国や県と同様の取り扱いでございます。

なお、この適用対象職員ですが、当町においては当面以前から業績評価を行ってきた管理職員を対象に平成２９年６月期の勤勉手当から適用することといたします。その他の職員については、現段階においては評価スキルや目標設定についてばらつきが大きいということもありまして、今後も評価訓練を行っていき、評価の精度が上がった段階で適用するということといたしております。

なお、当町における業績評価は、年度の上半期と下半期の年２回、上司と部下とで合意の得られた目標の達成度などについて、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階評価を行っております。管理職員については平成２１年度から、その他の職員については平成２７年度の下半期からこういった業績評価を行っております。

次に、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行をいたします。ただし、２の（２）扶養手当の改定、（３）のうち平成２９年６月期以降の勤勉手当及び勤勉手当

基礎額に係る規定は、平成２９年４月１日から施行いたします。

次に、２の（１）の給与月額の引き上げる改定及び（３）の平成２８年１２月期の勤勉手当に係る規定は、平成２８年４月１日から遡及適用をいたします。２の（３）のウの勤勉手当基礎額に係る規定は、管理職員は平成２９年４月１日から適用し、管理職員以外の職員は当分の間、従前の例によることといたしております。

なお、今回の改定内容につきましては、職員団体と協議を経て合意をいたしておりますことを申し添えいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第８から日程第１２までの議案につきましては、先ほど可決いたしました第６６号、第６７号、第６８号の条例議案及び人事異動に伴う人件費補正が大半を占めておりますので、これらを除く項目を主体に質疑を進めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　よろしいということでございますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、日程第８、第６１号議案、平成２８年度府中町一般会計補正予算（第４号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６１号議案　平成２８年１２月９日提出。

平成２８年度府中町一般会計補正予算（第４号）

平成２８年度府中町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８億５，６６７万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２５億８，２７１万５，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び廃止は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　おはようございます。企画財政部長です。

第６１号議案、平成２８年度府中町一般会計補正予算（第４号）について補足して説明いたします。

それでは初めに、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

１１ページをごらんください。歳入です。

款　国庫支出金、項　国庫負担金、目　民生費国庫負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出民生費に補正計上しております障害福祉サービス事業の特定財源で、２，３１２万５，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

続いて、障害児施設措置費（給付費等）負担金は、歳出民生費に補正計上しております障害児通所支援事業の特定財源で、１，１３６万９，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

続いて、児童手当等負担金は、歳出民生費に補正計上しております児童手当等給付事業の特定財源で、５７５万３，０００円の増額補正です。負担率は３分の２及び一部４５分の３７です。

続いて、地域型保育給付費負担金は、歳出民生費に補正計上しております施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、２６６万１，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

次に、項　国庫補助金、目　民生費国庫補助金、地域生活支援事業補助金は、歳出民生費に補正計上しております地域生活支援事業の特定財源で、１２５万８，０００の増額補正です。補助率は２分の１です。

続いて、臨時福祉給付等補助金は、歳出民生費に補正計上しております臨時福祉給付金事業の特定財源で、５，１５９万９，０００円の増額補正です。補助率は１０分の１０です。

次に、目　教育費国庫補助金、府中小学校施設環境改善交付金は、このたび府中小学校の空調整備において国の追加の補正内示を受ける予定であることから、１，５６７万７，０００円の増額補正を行うものです。ほか同じく空調整備の補助内示に係る施設環境改善交付金として、府中南小学校が１，５２１万６，０００円、府中中央小学校が１，４７５万５，０００円、府中東小学校が９２２万１，０００円、府中北小学校が９２２万１，０００円について増額補正を行います。それぞれ歳出に所要の事業費を補正計上しております。

続いて、府中中学校施設環境改善交付金は、このたび府中中学校の整備事業において国の補正内示を受けたことから、交付金の予算計上を行うものです。国費の当初要望を行ったにもかかわらずゼロ内示であった空調整備に係る当初予算からの増加交付額が１，００８万円、また来年度予算計上予定のため当初予算には計上していなかった給食棟整備に係る交付金が２，７５９万１，０００円、合計３，７６７万１，０００円の増額補正です。それぞれ歳出に所要の事業費を補正計上しております。

次に、款　県支出金、項　県負担金、目　民生費県負担金、障害者自立支援給付負担金は、国庫支出金と同様、障害福祉サービス事業の特定財源で、１，１５６万

２，０００円の増額補正です。負担率は４分の１です。

続いて、障害児施設措置費（給付費等）負担金は、国庫支出金と同様、障害児通所支援事業の特定財源で、５６８万４，０００円の増額補正です。負担率は４分の１です。

続いて、児童手当等負担金は、国庫支出金と同様、児童手当等給付事業の特定財源で、１１８万８，０００円の増額補正です。負担率は６分の１及び一部４５分の４です。

続いて、地域型保育給付費負担金は、国庫支出金と同様、施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、１３３万円の増額補正です。負担率は４分の１です。

１２ページをお願いします。

次に、項　県補助金、目　民生費県補助金、地域生活支援事業補助金は、国庫支出金と同様、地域生活支援事業の特定財源で、６２万９，０００円の増額補正です。補助率は４分の１です。

次に、款　繰入金、項　基金繰入金、目　財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、３，５８９万２，０００円の増額補正です。

次に、款　諸収入、項　雑入、目　雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町へ支払われるもので、５６万４，０００円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

１３ページです。

款　町債、項　町債、目　教育債、府中中学校施設改修等事業債は、国の補正に伴って実施する府中中学校の空調整備に係る特定財源で、５，１６０万円の増額補正です。

なお、国の補正に伴う事業に係る地方債の充当率は、通常よりも引き上げが図られているところです。

続いて、府中緑ケ丘中学校施設改修等事業債は、当初予算に計上し国費の当初要望を行ったにもかかわらずゼロ内示であったため執行を留保していた府中緑ケ丘中学校手すり設置工事に係る特定財源で、３４０万円の増額補正です。このたび国の補正内示を受けたため実施する運びとなりましたが、当初予算からの充当率引き上げ分につ

いて補正を行うものです。

続いて、府中中学校施設耐震化事業債は、国の補正に伴って実施する府中中学校の給食棟整備に係る特定財源で、２億４，５７０万円の増額補正です。

続いて、府中小学校施設改修等事業債は、国の補正に伴って実施する府中小学校の空調整備に係る特定財源で、６，３６０万円の増額補正です。

ほか同じく空調整備の特定財源として、府中南小学校が７，２１０万円、府中中央小学校が７，０３０万円、府中東小学校が４，７８０万円、府中北小学校が４，７８０万円の施設改修等事業債をそれぞれ増額補正するものです。

次の１４ページから歳出ですが、今回の補正は人事院勧告への準拠を主とした職員の給与関係費を計上していることから、職員給与費事業の補正が多岐にわたりますので、特別会計も含め、最初に一括して御説明いたします。

申しわけございませんが、この職員給与費につきましては、資料なしで御説明させていただきます。

まず、給料についてですが、給料表の改定に伴う平均０．２１％の引き上げにより、２２３万２，０００円の増額となりますが、昨年度末での中途退職、今年度の休職等による減額の影響が大きく、合計１，９３３万４，０００円の減額となります。

職員手当等につきましては、一般職の期末勤勉手当を現行４．２カ月から０．１カ月引き上げることなどにより、１，２０９万８，０００円増額となりますが、中途退職、休職等による減額の影響が大きく、合計では３６７万６，０００円の増額となります。

共済費については、給与改定分が３１６万３，０００円の増額となりますが、制度改正の影響もあり、合計では１，４０５万７，０００円の増額となります。

その他を加味しまして、職員給与費事業の補正総額は１３０万１，０００円の減額となっております。また、さらには、人事異動に伴う科目の変動を反映しております。

以下、職員給与費事業を除き御説明いたします。

それでは、１４ページをお願いします。

款　総務費、項　総務管理費、目　一般管理費、町制施行８０周年記念式典事業は、合計１３９万３，０００円の増額補正です。平成２９年１月１日に町制施行８０周年を迎えるわけですが、来年度早々くすのきプラザにおいて記念式典を開催するよう現在準備を進めているところです。町政功労表彰者への記念品や各種消耗品の購入、ま

た式典案内の郵送費など、今年度中の準備経費について補正を行うものです。

１５ページです。

目　人事管理費、人事研修事業は、職員研修委託料２０万１，０００円の増額補正です。職員が笑顔で来庁者をお迎えすることを目的に、役場の接遇対応の現状調査、またその評価をもととした接遇マナー研修会の実施に関し、専門業者に委託を行うものです。

続いて、給与関係事業は、人事院勧告に基づく職員の扶養手当の見直しにより、人事給与システムを改修する必要があることから、人事給与システム改修委託料として５７万９，０００円を増額補正するものです。

次に、目　諸費、過誤納還付金事業は、子ども・子育て支援交付金や障害者医療費など、平成２７年度の福祉医療関係事業に伴い受領した国庫支出金などの精算に伴い還付を行うもので、過誤納還付金５８７万７，０００円の増額補正です。

次に、目　コミュニティバス運営費、コミュニティバス運行事業は、つばきバスの運行について、人件費のベースアップや設備投資に伴う固定資産償却費の増加などの要因により、今年度の執行見込みが当初予算額を超過することから、コミュニティバス運行負担金として不足額２７８万円を増額補正するものです。

次に、１８ページです。

款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計における職員給与費事業の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、介護保険特別会計繰出金６９万６，０００円の減額補正です。

１９ページです。

続いて、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計における職員給与費事業の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、国民健康保険特別会計繰出金１２６万９，０００円の減額補正です。

続いて、臨時福祉給付金事業は、社会全体の所得と消費の底上げを目的に実施される国の補正に伴う事業で、給付対象者は住民税非課税者で、１人当たりの給付額は１万５，０００円です。予定する対象者を８，１００人と想定し、５回に分けての給付を予定しておりますが、そのうち今年度に執行が可能な２回分、約３，２００人の給付金と申請書郵送料や事務嘱託員雇用経費などの事務費、合計５，１５９万９，０００円を増額補正するものです。残り３回の支給分とその関連事務費について

は、来年度予算において計上予定です。

次に、目　老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、後期高齢者医療特別会計における職員給与費事業の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、後期高齢者医療特別会計繰出金９万円の増額補正です。

続いて、後期高齢者医療特別会計繰出金（健康診査等）事業は、後期高齢者医療特別会計における後期高齢者健康診査事業の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、後期高齢者医療特別会計繰出金１１０万６，０００円の増額補正です。

２０ページです。

目　障害福祉費、地域生活支援事業は、障害児、障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付費において、上半期給付実績をもとに今年度の事業費を試算した結果、当初より増加が見込まれるため、障害児・者日常生活用具給付費の不足額２５１万８，０００円を増額補正するものです。

続いて、障害福祉サービス事業は、生活介護や重度訪問介護などの上半期サービス利用実績をもとに今年度の事業費を試算した結果、当初より増加が見込まれるため、介護給付費等の不足額４，６２５万１，０００円を増額補正するものです。

続いて、障害児通所支援事業は、通所給付や相談支援給付などの上半期給付実績をもとに今年度の事業費を試算した結果、当初より増加が見込まれるため、障害児施設措置費等の不足額２，２７３万９，０００円を増額補正するものです。

２１ページです。

項　児童福祉費、目　児童措置費、児童手当等給付事業は、児童手当等支給金８１３万円の増額補正です。現在の支給実績をもとに２月の定期払い及び各月の臨時払いを試算した結果不足が生じるため、補正するものです。

次に、目　保育所費、施設型給付・地域型保育給付事業は、地域型保育給付費６４７万９，０００円の増額補正です。当初予算に対し利用人数の増加、また利用施設の増加が見られることから、今年度事業費の試算により不足額について補正をするものです。

次に、２６ページです。

款　土木費、項　都市計画費、目　公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金（負担）事業並びに次の下水道事業特別会計繰出金（補助）事業は、下水道事業特別会計の職員給与費事業の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、下水道事業

特別会計繰出金１５６万８，０００円並びに７７５万４，０００円の減額補正です。

２７ページです。

款　消防費、項　消防費、目　常備消防費、消防自動車維持管理事業は、当初想定していなかった車両修繕に対し、現予算を執行した影響が大きく、今後法定点検を迎える車両の点検及び修繕費用が不足する見込みであるため、物品修繕料６１万４，０００円を増額補正するものです。

次に、目　非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職する方に条例に基づき退職報償金を支給するもので、消防団員退職報償金１名分、５６万４，０００円の増額補正です。

２８ページです。

款　教育費、項　教育総務費、目　事務局費、学校運営改善推進事業については、第三者委員会の答申を受け、先日議会全員協議会でお示しした再発防止のための改善策に係る経費の補正となっております。教職員などを対象とした研修会の開催や学校運営について指導、助言をいただく外部アドバイザーの配置、またスクールカウンセラーの加配などを実施する事業費及び事務費について、合計２６６万１，０００円の増額補正を行うものです。

次に、項　小学校費、目　学校管理費、小学校施設改修等事業は、府中小学校ほか４校の空調工事を計上しており、合計３億６，６１１万８，０００円の増額補正です。当初工事に係る設計については、債務負担行為補正として９月議会において議決いただきましたが、その際には来年度工事費を計上する旨御説明したところです。しかし、このたび国の追加の補正内示を受ける予定であるため、前倒しを行い、予算化を図ることとしております。

２９ページです。

項　中学校費、目　学校管理費、中学校施設耐震化事業は、府中中学校給食棟の新築工事並びに監理委託料合計２億７，３４８万４，０００円の増額補正を行うものです。当該工事については、本体部分の校舎耐震化工事とは別契約としており、計画では来年度予算計上を行う予定でしたが、このたび国の補正内示を受けたため、前倒しを行い、早期完成を目指すこととしております。

続いて、中学校施設改修等事業は、府中中学校空調工事５，８７５万３，０００円の増額補正です。当該工事は、当初予算において２年間で実施すべく歳出予算と債務

負担行為に計上を行いましたが、国費の当初要望を行ったにもかかわらずゼロ内示であったため、府中緑ケ丘中学校空調工事と同様、単独事業としての執行も検討しているところでした。しかし、このたび国の補正内示を受けたため、補助事業として実施いたしますが、制度上全額今年度予算の事業として執行する必要があることから、工事見積額全額と当初予算額との差額について補正増額を行うものです。

なお、当事業の補正は、財源の振替も含んでおります。

次に、目　教育振興費、中学校教育振興一般事務事業は、府中緑ケ丘中学校吹奏楽部の全日本吹奏楽コンクールや全日本マーチングコンテストへの出場を初め、各部活動の実績、また今後の大会参加状況を府中中学校分も含め試算したところ、当初予算額を超過することから、選手派遣等補助金として不足額５５１万２，０００円を増額補正するものです。

３０ページです。

項　社会教育費、目　社会教育総務費、文化財保護事業は、多家神社宝蔵檜皮葺屋根葺替等補助金６１万８，０００円の増額補正です。広島県重要文化財である多家神社宝蔵の屋根の補修において、当初は檜皮のふきかえのみを実施する予定でしたが、調査した結果、瓦のふきかえなど他の部分の補修も必要であることが判明したため、補正により対応するものです。

それでは、４ページにお戻りください。４ページは繰越明許費補正です。

追加としまして、款　土木費、項　道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業は、１，３４２万７，０００円の繰り越しです。

内容は、浜田８号線並びに浜田１７号線の道路改良工事です。これらの工事は、今年度予算計上していたものの、道路事業に係る当初の国費内示が少額であったことから一部執行を留保しておりました。しかし、このたび国の補正内示を受けたため、実施する運びですが、工期的に事業の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものです。

次に、項　都市計画費、事業名、南小学校青崎東線整備事業は、１，２００万円の繰り越しです。

内容は、南小学校青崎東線の道路改良工事で、このたびの国の補正内示を受けたため、一部前倒しにより実施するものです。当該工事費は当初予算に計上していないため、他科目の執行残による流用により予算措置しますが、工期的に事業の完了が見込

めないことから、繰り越しを行うものです。

次に、款　教育費、項　小学校費、事業名、小学校施設改修等事業は、３億６，６１１万８，０００円の繰り越しです。

内容は、小学校５校の空調工事です。予算措置、また経緯などは先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおりですが、工期的に事業の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものです。

次に、項　中学校費、事業名、中学校施設耐震化事業は、２億７，３４８万４，０００円の繰り越しです。

内容は、府中中学校給食棟の新築工事並びに監理委託です。予算措置、また経緯などは先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおりですが、工期的に事業の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものです。

次に、事業名、中学校施設改修等事業は、９，４３９万３，０００円の繰り越しです。

内容は、府中中学校の空調工事並びに府中緑ケ丘中学校の手すり設置工事です。予算措置、また経緯などは、先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおりですが、工期的に事業の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものです。

次の５ページは債務負担行為補正です。

追加としまして、ふちゅう町議会だより印刷製本費は、平成２９年５月号の編集作業に平成２９年４月当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２８年度から平成２９年度まで、限度額は１３１万３，０００円です。

次に、広報ふちゅう印刷製本費も同様、平成２９年５月号の編集作業に平成２９年４月当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２８年度から平成２９年度まで、限度額は７８４万８，０００円です。

次に、地域福祉計画策定支援業務委託料は、期間平成２８年度から平成２９年度まで、限度額３６６万２，０００円です。

現在の地域福祉計画は平成２９年度で終了することから、平成３０年度から平成３４年度を対象期間とした次期計画を平成２９年度には策定することとしております。パブリックコメントの実施など、今後のスケジュールを考慮した場合、今年度には当

該委託契約を行い、事務を進める必要がありますが、契約が複数年度にわたることから、債務負担行為を設定するものです。

次に、臨時福祉給付システム支援業務委託料は、先ほど歳出予算補正において御説明した臨時福祉給付金事業において、システムに係る構築やデータ連携など、その支援業務を委託するものですが、事業は来年度も引き続き実施することから、契約が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２８年度から平成２９年度まで、限度額は４０４万円です。

次に、普通ごみ収集委託料は、今年度で３年にわたる契約期間が終了するに当たり、平成２９年４月当初から直ちに業務を開始するとともに、引き続きさらに３年間の委託を実施するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２８年度から平成３１年度まで、限度額は１億７，８７２万円です。年度別の内訳は、平成２９年度と平成３０年度がそれぞれ５，９３９万円、平成３１年度が５，９９４万円となっております。

次に、家電４品目収集運搬業務委託料は、平成２９年４月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２８年度から平成２９年度まで、限度額は２２万７，０００円です。

次に、道路維持管理業務委託料は、道路の補修などに係る住民要望に対し、平成２９年４月当初から即時に対応するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２８年度から平成２９年度まで、限度額は２，６００万円です。

６ページをお願いします。６ページは債務負担行為の廃止です。

事項、府中中学校空調工事、期間、平成２８年度から平成２９年度まで、限度額、５，８７５万３，０００円です。

当該工事は、先ほど歳入歳出予算補正において御説明したとおり、また繰越明許費補正において計上しているとおり、全額今年度事業として執行するため、債務負担行為を廃止するものです。

７ページは地方債補正です。

追加です。起債の目的は府中小学校ほか４小学校の施設改修等事業で、限度額は府

中小学校が６，３６０万円、府中南小学校が７，２１０万円、府中中央小学校が７，０３０万円、府中東小学校が４，７８０万円、府中北小学校が４，７８０万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、当初予算の他事業と同様です。

次に、８ページは地方債の変更です。

府中中学校施設改修等事業の限度額が、補正前１，１５０万円で、補正後が６，３１０万円です。

府中緑ケ丘中学校施設改修等事業の限度額は、補正前が２，１６０万円、補正後が２，５００万円です。

府中中学校施設耐震化事業の限度額は、補正前が２０億８，８７０万円、補正後が２３億３，４４０万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と補正後で変更はございません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、１４ページ、目　一般管理費の町制施行８０周年記念式典事業で質疑ございますか。

９番益田議員。

○９番（益田芳子君）　今回は町制施行８０周年記念式典の事業ということですが、表彰記念品等、この対象者、そして対象の推薦、どういった形でされたのか、人数、そして町制８０周年ということで、日本一人口の多い町として運営企画についても何かお考えがあればお知らせください。

以上です。

○議長（中村武弘君）　企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　御提案の８０周年記念式典事業につきましては、過去を振り返りますと２５周年、それから５０周年に大々的に式典を行った経緯がございます。このたびの８０周年記念を御提案したのは、改めてふるさと府中町への愛着とか誇りとか、また魅力を住民皆さんで再認識していただくということで、この式典事業をスタートに平成２９年中には８０周年記念の関連事業としまして他の事業を企画、実施していきたいというふうに考えております。

それから、御質問の功労者、表彰者の対象というか抽出ということなんですが、町の表彰規定に基づく功労者、またそれ以外にもまだこれは検討中でございますが、それ以外の表彰の基準いうのは、この８０周年に限った表彰基準ということも検討をしている段階であります。よろしいでしょうか。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　今、前任者が質問されたとこなんですが、やはり町制８０周年記念式典の諸準備についての経費が今回補正で計上されておると。それから、関連事業につきまして、そういったイベントについてはこれからいろいろ検討をしていきたいと。そうなると、今度は当初予算に当然私は入ってくるというように考えております。ということになると、それまでにほぼ方向性を出しとかないと予算が組めないということがありますので、そこらあたりはどういうふうにこれからのスタンスを進めていこうとされるのか説明をお願いします。

○議長（中村武弘君）　企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　議員おっしゃるとおり、今回は今年度中に執行が必要となる準備経費の補正予算でありますので、事業自体は平成２９年度早々に実施する予定としておりますので、残りのほぼが当日経費となりますが、当日の式典に必要な経費、例えばお花代であるとか例えば司会者への謝礼であるとか、それとかアトラクションを企画した場合の謝礼であるとか、そういったものは新年度予算に組み込んでいこうとは考えておりますが、予算に計上する以上は内容が精査されてなきゃいけないのは当然で、新年度の予算の編成に合わせて式典の事業内容についてはしっかりと内容を詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（中村武弘君）　１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　これからの方向性については大体わかりました。要するに、町長も新しく新町長になられまして８０周年を１年で迎えるわけですから、私はやはりそこらあたりも含めていろいろなイベント等、いろいろな内容等についても慎重に審議されて、おう、なるほどというような内容で８０周年記念事業を私は期待をいたしておりますので、そこらあたりは町長ひとつ十分頭に入れながらこれから進めて、この８０周年記念事業については慎重かつ一つ一つよろしく御協力をお願いしたいと、このように思っておりますので、町長の考えはありますか。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　今、特に私のほうから補足して説明することはございません。御意見しっかり受けとめて準備を進めたいというふうに思ってます。

○議長（中村武弘君）　ほかに。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　８０年いうのが平成２８年、ことしよね。来年は、来年の平成２９年で８０年になるのか、平成２８年で８０年になるのか。その辺が８０周年いうのをことしが８０周年だったら、何で今ごろこういうふうなのを持ってきたん。もう平成２８年で８０年になるというのはようわかっとるわけでしょう。そしたら、もっと早くからこの準備をして、もう少しやっぱり町民に盛り上がるようにせんと、これ来年の話なら来年の予算ですりゃええんじゃろう。何で何か中途半端なようわからんようなことをするんじゃろうか。私らもようわからん。ことしが８０年になるのか、来年が８０年なのか。じゃあ、ことしが８０年だったら、何で早うからこの話を持ってきてもっと盛り上がるようにしなかったのか。思いつきでやっとるようなよ、これ。言うてみてよ、答弁。

○議長（中村武弘君）　企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　８０周年の記念の事業、イベントにつきましては、ずっと実施計画段階で意識はしておりまして、町が８０年を迎える日は、町が誕生したのが昭和１２年１月１日ですので、平成２９年１月１日で８０歳を迎えるということで、一般的にはその誕生日にそういった記念事業、記念式典をやるのが通常だとは思われますが、たまたまこれがお正月なもんですから、お正月を避けて少しずらして実施するということも考えましたが、過去を振り返ってみますと次の年に、新年度早々に５０周年も実施しているようでしたので、平成２９年度に式典、あわせて関連事業もあわせて実施していきたいと。ただ、平成２９年早々にこの記念式典を実施し、それを歯切りに平成２９年中、つまり１２月までに関連する事業、イベントを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（中村武弘君）　１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　これはやっぱり部長、もうちょっとわかりやすいように整理せにゃいかん。要するに、平成２９年の４月１日、このときには式典をやりたい。こういうことなんでしょう、４月１日に。それで、１２月までには関連したイベント等

も含めて事業もいろいろなどうするかいうのは今から検討するんですが、そこらあたりも含めて４月以降にやっていきたいと。だから、とりあえずは式典を平成２９年の４月１日に式典をやると、こういうことでよろしいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（中村武弘君）　企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　議員おっしゃるとおりです。そのように理解しております。

○議長（中村武弘君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に参ります。

１５ページ、目　人事管理費の人事研修事業、給与関係事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、同じく１５ページ、目　諸費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、同じく１５ページ、目　コミュニティバス運営費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に少し飛んで１９ページ、目　社会福祉総務費の臨時福祉給付金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に２０ページの目　障害福祉費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に２１ページの目　児童措置費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、同じく２１ページの目　保育所費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に少し飛んで２７ページ、目　常備消防費の消防自動車維持管理事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、同じく２７ページの目　非常備消防費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に２８ページ、目　事務局費の学校運営改善推進事業で質疑ございますか。

９番益田議員。

○９番（益田芳子君）　小学校施設改修等事業、これ全５校の空調工事になっておりますけども、違いますか。ごめんなさい。

○議長（中村武弘君）　なければ、同じく２８ページの目　小学校学校管理費で質疑ございますか。

９番益田議員。

○９番（益田芳子君）　小学校施設改修等事業ですが、５校の空調工事等が掲載をされています。新しく府中小学校、それから中央小学校につきましては改築のときにこういった空調整備もされているかと思いますが、金額等が少しかけ離れてるところございます。小学校の部屋数を少し教えていただけますか。

○議長（中村武弘君）　教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（胡子幸穂君）　各小学校５校の今回の空調工事の教室数ですが、府中小学校が３４教室、府中南小学校が３３教室、府中中央小学校が３２教室、府中東小学校が２０教室、府中北小学校が２０教室となっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにありませんか。

６番山口議員。

○６番（山口晃司君）　小学校のエアコン工事なんですけど、いつから使えるようになるのを目指してスケジュールを組まれてるのか教えてください。

○議長（中村武弘君）　教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（胡子幸穂君）　小学校の空調の使える時期なんですけれども、今回の補正予算を受けまして工事に入るわけですけれども、平成２９年度中に工事を完了する予定にしております。ですので、工事完了するのが平成３０年３月３１日までというふうになっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に２９ページの目　中学校学校管理費で質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、同じく２９ページ、目　中学校教育振興費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に３０ページ、目　社会教育総務費の文化財保護事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に歳入について質疑を行います。１１ページから１３ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないですか。なければ、次に４ページの第２表、繰越明許費補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に５ページ、６ページの第３表、債務負担行為補正で質疑ございますか。

１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　ここの債務負担行為の補正についてなんですが、１点だけこの普通ごみ収集委託料が複数年度でいっとるわけなんですが、これ今までても複数いうのは２年分ぐらいは私はあったんじゃないんかいう記憶があります。ほいじゃが、今回のように３年も４年もいうのはもう異例じゃと。これは何か原因があってこういうふうになっておるのか、それともかなかなか業者がいろいろ入札してもなかなか来ないし、非常に業者選定も難しいというような社会情勢の中でこういうふうになったのか。要するに、ここの普通ごみ収集委託料が、何でこの平成２８年度から３１年度までに延びたのか、なっておるのか、ひとつ詳しく説明をしてください。

○議長（中村武弘君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本雅司君）　普通ごみの収集につきましては、前回３年で債務負担行為で契約を結ばせていただきました。それまでは１年単位の入札の方式で契約しておりましたが、社会情勢というお言葉が出ましたが、広島市の普通ごみが当時かなりのダンピングが行われておりまして、設計額の４０％ぐらいの落札率でありました。それに伴って各市町とも委託料がだんだん下がっておったんですが、広島市が最低制限価格を設けまして、７５％、それも公表をしております。それで委託料の安定、それに携わる労働者の保障、確保いうものが安定的になったということがあります。

当町におきましては、普通ごみの収集が特別でありまして、広島市等は１日収集でございます。８時半から５時までの間に収集すればいいよという契約なんですが、府中町におきましては午前中のみ、午前中を目途に多少のおくれは許しておるんですが、午前中に収集して衛生を保とうということで契約をしております。３年前に不落が続きまして、仕方なしに午後を回っても収集ができるような契約を行いましたが、住民の皆様から衛生上問題があると、それから夏の暑いときに５時まで普通ごみが転がっとると御批判いただきました。その中で安定的に、要するに業者にしましたら、昼からパッカーが要らないと、その働く人への労働を提供できないところもあって、それを維持してくれる業者いうのは１年契約では難しいという状況がありますので、３年契約を結ぶことによって、府中町が守っております午前中収集というのを守るためにこういう契約をとらせていただいておるところです。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に参ります。７ページ、８ページの第４表、地方債補正で質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　１１と１６はやられましたかね。１１ページと１６ページ。

○議長（中村武弘君）　終わっております。

○１２番（西　友幸君）　終わっとる。さっき１４ページから始まった思うんよね、一番最初。

○議長（中村武弘君）　終わっております。歳入一括いうんで。

○１２番（西　友幸君）　ええ、そうね。１４ページから始まった思うたけ。

○議長（中村武弘君）　よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第９、第６２号議案、平成２８年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６２号議案　平成２８年１２月９日提出。

平成２８年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１２６万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２億５，１３４万３，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　佐藤信治

内容でございますが、歳出についてはさきに議決をいただきました職員給与費の改定、人事異動に伴う人件費の増減の補正でありまして、歳入についてはこれに伴う一般会計からの歳入額の減額でございますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　本案は、人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１０、第６３号議案　平成２８年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６３号議案　平成２８年１２月９日提出。

平成２８年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ９３２万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億７，９５４万８，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　佐藤信治

内容でございますが、本件補正予算も人件費の補正でございますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　本案も人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１１、第６４号議案、平成２８年度府中町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６４号議案　平成２８年１２月９日提出。

平成２８年度府中町介護保険特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ６９万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１億５，３６６万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　佐藤信治

内容につきましては、本件補正予算も人件費の補正でございますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　本案も人件費補正のみでございますので、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１２、第６５号議案、平成２８年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６５号議案　平成２８年１２月９日提出。

平成２８年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定める

ところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９６万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億５，６２５万１，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第６５号議案、平成２８年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

５ページをごらんください。歳入です。

款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　事務費繰入金、事務費繰入金は、歳出、総務費職員給与費事業の補正に伴い、必要となる一般財源を措置するもので、９万円の増額補正です。

次に、目　一般会計繰入金、健康診査費等繰入金は、歳出、保健事業費、後期高齢者健康診査事業の補正に伴い、必要となる一般財源を措置するもので、１１０万６，０００円の増額補正です。

次に、款　諸収入、項　雑入、目　雑入、後期高齢者医療広域連合補助金は、歳出、保険事業費に補正計上しております後期高齢者健康診査事業の特定財源で、７７万１，０００円の増額補正です。補助率は３分の２及び一部３分の１です。

６ページは歳出ですが、職員給与費事業の補正は省略いたしまして、款　保健事業費、項　健康保持増進事業費、目　健康診査費、後期高齢者健康診査事業は、後期高齢者健康診査委託料１８７万７，０００円の増額補正です。いわゆる長寿健診の業務委託中、個別健診の現在の執行状況が昨年度より増加していることから、今年度の事業費を試算すると当初予算を超過するため、補正を行うものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、先ほども申し上げま

したが、人件費補整以外では６ページの目　健康診査費のみでございますので、歳入歳出一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　ここで休憩に入りたいと思います。再開は１時から。よろしくお願いします。

（休憩　午前１１時４８分）

（再開　午後　０時５９分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１３、第６９号議案、府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第６９号議案　平成２８年１２月９日提出。

府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

府中町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますけど、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の内容に準じ、府中町職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　第６９号議案、府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを補足して説明をさせていただきます。

最終ページの第６９号議案参考資料をお開きください。

１の改正の趣旨でございます。

このたびの改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の内容に準じ、府中町職員の退職手当に関する条例に影響のある規定について、必要な改正を行うというものでございます。

２の改正事項の概要です。

失業者の退職手当に関する規定について、従前どおり雇用保険法に準じたものとするため、改正後の同法の規定により創設された給付金等に相当する手当を規定するというものでございます。

ここでまず職員の退職手当条例の失業者の退職手当制度について、簡単ですが説明をさせていただきます。

公務員は、法律によって身分が保証されておりまして、民間の労働者のような景気変動による失業は予測されにくいことから、雇用保険法の適用除外となっていますが、雇用保険法は、本来社会保険制度として広く適用されるものでありまして、公務員であっても退職後に失業している場合は、同法の失業給付程度のものは保障する必要があるとの趣旨から、退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合は、その差額を失業者の退職手当として支給するという制度でございます。

（１）の高年齢被保険者に係る改正についてでございますが、雇用保険法において高齢者の雇用を一層促進するということから、６５歳以降に新たに雇用される者も雇用保険法の適用対象となったことから、これら高年齢被保険者の高年齢求職者給付金等に相当する退職手当の支給の規定について整備を行うというものでございます。

なお、当町職員の定年年齢は６０歳としておりまして、本規定による失業者の退職手当が支給されることは想定されませんが、将来的に高齢者の雇用促進が進んでいき、定年年齢の見直しが行われた場合等に対応するため、総務省から示された条例例に準じて今回改正するというものでございます。

（２）の求職活動支援費に係る改正についてでございますが、労働者の再就職の促

進を図る観点から、公共職業安定所長が認めた遠隔地での求職活動、職業教育訓練、及び求職活動を容易にするための役務の利用に係る費用に対する給付を内容とし、新設された求職活動支援費に相当する退職手当の支給の規定について整備を行うというものでございます。

３の施行期日等については、雇用保険法の一部改正の施行に合わせ、平成２９年１月１日としております。

経過措置として、２の（１）の法改正により適用対象となる高年齢被保険者の退職手当の算定基礎となる期間は、施行日以後の在職期間で計算することとします。また、施行日前に就業促進手当、広域求職活動費及び移転費に相当する退職手当の支給を受けることとなった場合には、従前の例により計算するということとしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　ちょっとさっき聞けんかったもんで、府中町の職員で中途退職は、大体何が理由で中途退職されるんかわかりますか。

○議長（中村武弘君）　職員課長。

○職員課長（岩﨑雅男君）　退職される理由ということですが、昨年、平成２７年度を例に申し上げますと、全部で１５名が退職をしておりまして、そのうち１０名が定年退職ということです。残り５名が自己都合退職ということですが、この５名のうち３名は転職を理由として退職をしております。残り２名につきましては、定年前、定年近くということで、もうやめたいという自己都合でやめております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１４、第７０号議案、府中町税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第７０号議案　平成２８年１２月９日提出。

府中町税条例の一部改正について。

府中町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　第７０号議案、府中町税条例の一部改正についてを補足して御説明をいたします。

議案書の最後のページの第７０号議案参考資料をお開きください。

改正の趣旨でございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するというものでございます。本改正は、平成２８年税制改正で創設されました、いわゆるスイッチＯＴＣ医薬品購入費の所得控除の特例に係るものでございます。これは従来の医療費控除とのどちらかの選択にはなりますが、健康の自発的自己管理や疾病の予防の取り組みへの一環として新たに創設されたというものでございます。

２、改正事項の概要でございます。

平成３０年度から平成３４年度までの５年間、各年度分の個人住民税について、健康の維持促進及び疾病の予防への一定の取り組みを行う個人が、医療用医薬品から移

行、スイッチした成分が用いられているいわゆるスイッチＯＴＣ薬の購入費用について、年間１万２，０００円を超えて支払った場合、その超えた部分の金額について、８万８，０００円を限度として総所得金額等から控除する医療費控除の特例の規定を追加するという内容でございます。

対象となる医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチＯＴＣ医薬品といわれるものですが、ＯＴＣとはＯｖｅｒ　Ｔｈｅ　Ｃｏｕｎｔｅｒの略と言われておりまして、カウンター越しに売られる薬、つまり市販品のことをいっております。この医療費控除の特例の対象となる医薬品としましては、風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり用の調合薬などがありまして、現在約１，５００品目が厚生労働省のホームページで公表されております。

また、購入した市販品の薬のレシートに該当商品であるかどうかということが示されるということになっているということでございます。御家族を含む個人の方が、平成２９年１月１日から平成３３年１２月３１日までに購入したスイッチＯＴＣ医薬品が対象になるということでございます。

３、施行の期日ですが、町民税は前年所得への課税ということでありまして、平成２９年度分は平成３０年の課税となりますので、改正条例の施行期日は平成３０年１月１日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　これはもう来月から始まるわけでございますが、これについて広報活動はほとんどできてないんじゃないかと思うんですよね。どういうものが具体的に、例えばアレグラが対象になるとかガスター１０が対象になるとか、そういったものの広報が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君）　税務課長。

○税務課長（金川秀之君）　上原議員の質問にお答えします。

今のところ広報とかいうのは考えてはおりません。できれば、専門知識のない職員よりか、薬局さんのほうでしっかりと御相談に乗っていただければと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　それはそれなりに薬局に対してお願いの文書とかそういうものを出していただかないと動きませんので、大体法律自体は広報は薬局には来てますけど、具体的にこういうことを町としてやってるとかいうような啓発についてはないんですよ。だから、それについての啓発というのは必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（中村武弘君）　税務課長。

○税務課長（金川秀之君）　今後検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１５、第７１号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第７１号議案　平成２８年１２月９日提出。

府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について。

府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、子ども医療費の受給者のうち市町村民税が非課税のもの

については、一部負担金の支払いを要しないものとするため、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君）　第７１号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

第７１号議案参考資料をお開きください。

改正の趣旨でございます。

府中町乳幼児等医療費助成条例は、平成２９年４月１日から子ども医療費助成条例に改正され、施行されることとなっておりますが、本改正は受給者のうち市町村民税が非課税のものについては、その制度の助成に係る一部負担金の支払いを要しないものとするため、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正事項の概要です。

平成２９年４月１日施行の子ども医療費助成条例では、現行の乳幼児等医療費助成条例において無料としている医療機関等で診療を受けた際の一部負担金を、入院、通院とも医療機関ごとに月４回まで、１回５００円支払うこととなりますが、この改正は受給者、助成の対象となる子ども及び子どもの属する世帯の世帯員全員が市町村民税非課税であるときは、一部負担金を支払うことを要しないこととするものです。この改正により、助成の対象となる子ども５，３００人のうち一部負担金の支払いを要しないこととなる対象者は、１０％の５３０人を見込んでいます。

施行期日は公布の日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

７番二見議員。

○７番（二見伸吾君）　今回の府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正は、住民税非課税者の一部負担金がなくなり、約５３０人ですかね、子どもの家庭にとっては負担が軽減されるわけで、当然賛成でございます。しかし、問題点

もあり、質問をさせていただきます。

第１に、子どもの医療費を助成することの意義について質問いたします。

町長は、厚生委員会での質問に答える形で、保護者の負担軽減と住民の満足度については効果があるとしながらも、健康増進に効果があるという学術的な研究はないと述べられたというふうに聞いております。町長のおっしゃる健康の増進が具体的にどのようなことを意味しているのかはわかりませんけれども、健康を増進するということが医療機関にかかることによってより健康になるという意味であれば、そういう研究成果は恐らくないだろうと私も思います。なぜなら、子どもたちが医療機関に行くのは、健康を増進するためではないからです。

内閣府の出しているこども・若者白書の平成２７年版によれば、ゼロ歳から１４歳では呼吸器系の疾患が最も多く、とりわけ１歳から４歳では全体の半数を占めると、このように述べられています。呼吸器系の疾患とは、要するに風邪とかインフルエンザのことです。風邪やインフルエンザで医療機関にかかったからといって、健康の増進、すなわち風邪にかかりにくくなるとかインフルエンザになりにくくなるということはあるはずがありません。

では、健康の増進につながらなければ意味がないのか。そんなことはないというふうに思います。インフルエンザは今も猛威を振るっていますけれども、インフルエンザ脳炎、脳症といってけいれん、意識障害、異常行動などを起こし、血管が詰まったり、多くの臓器が働かなくなって命にかかわる重篤な事態になることがあります。５歳ぐらいまでの乳幼児で発症することが多く、国内で年間１００人から２００人の子どもたちがインフルエンザが関係していると考えられている脳症、脳炎等で死亡しております。単なる風邪と思って医者に行かず、肺炎などになり、重篤化して命にかかわることもあります。初期症状が普通の風邪と非常に似ているため、見過ごされることも多く、命を落としてしまう心筋炎というような病気もあります。経済的負担を考えずに医療機関にかかれることは、病気の重篤化を防ぎ、命も救うことにつながります。子どもの医療費を助成する効果を健康の増進という物差しではなく、命を守る、命を救うという物差しではかれば、極めて大きな効果があると思うのですが、町長はどのようにお考えですか。

第２に、子どもの医療費助成の充実化について質問いたします。

子どもの医療費助成が自治体間の競争になっており、そのような競争に巻き込まれ

たくないというようなことが言われているようです。しかし、よりよくする競争は大いにやったらいいのではないか。このように私は思います。

広島県は、子どもの医療費への助成が極めておくれており、今ごろになってにわかに競争などと言われるような状況になっています。しかし、お隣の岡山県は、２７市町村のうち入院、通院とも中学校卒業まで一部負担金なし、完全無料という自治体が１５市町村、高校卒業まで、あるいは１８歳までが６市町村、合わせて２１市町村が中学生以上の医療費の助成を行っております。中学校卒業までが岡山県ではスタンダードなんですね。

広島県はどうかといいますと、通院は２３市町のうち就学前までが６市町、小学校３年生までが２市、府中町と同じように小６までが４市町、中学校卒業までが５市町、高校卒業までが６市町と、そして自己負担なしというのは、一部負担金を取らないのは、２つしかないんですね。

このように、岡山県と比べて極めて広島県の医療費の助成はおくれた状況にある。それぞれの自治体が努力して引き上げることがなければ、広島県内の市町はずっとこれから未来永劫おくれたままということになってしまいます。町長は、結婚、妊娠、出産、育児、子育ての各ステージで切れ目のない施策を行い、広島都市圏で一番の子育てしやすい町を目指されています。競争が嫌だというのでしたら、競争ではなく県内の市町が協調、協働して、岡山県のように中学校卒業まで入院、通院とも自己負担なしの助成をするように呼びかけるおつもりはございませんでしょうか。見解をお伺いします。

最後、３つ目ですけれども、今回の改正が現行の乳幼児等医療費助成制度がそもそも持っている弱点、矛盾をさらに広げるものになってることを指摘しておきたいと思います。

その弱点とは、所得によって医療負担が階層化し、子育て世代の中にさまざまな住民感情が生まれ、相互に対立するような方向性を持っていることです。現行でも受給資格要件があり、扶養親族等の数によって５３２万円から６８４万円の年間所得がある家庭の乳幼児は、受給の対象になっておりません。これは広島県で決めた要件だそうですけども、これがそのまま新たな助成制度にも引き継がれます。

助成対象外の子ども、これなかなか数も出すのが大変だというふうに聞きましたけども、この間聞いたときは１，５００人というふうに伺ったんですが、府中町にいる

ゼロ歳から小学校６年生までの子どもの約１６％。その１６％のお子さんを持つ御家庭は助成が受けられない。医療費の２割ないしを負担をする。所得が高いのだから負担できるんだろうという考えもあるんでしょうけれども、本人たちにとってみると、自分たちはほかの人たちよりもたくさん税金を払っているのにサービスが受けられないと不満を当然持つわけです。

そして、助成の対象になる子どもは約５，３００人。その１割の５３０人が今回の一部助成によって一部負担金が免除される。８４％の子どもの家庭は１回５００円、上限月２，０００円までを払い、受給資格要件から外れた１６％の子どもの親は、２割、３割、大体数千円、ときには１万円出すこともあるかもしれませんけどもいうことになる。そして、５００円の人、払わなくていい人、免除される人。

このように医療機関の窓口で３種類の支払い方が生まれます。狭い町です。当然、病院で同級生や知り合いの人と一緒になる。そこにさまざまで複雑な思いが生じることになるとは思いませんか。この点を大変危惧しています。あそこの家は何千円か払ったね、お金持ちなんだよね。ここの家は５００円、まあ普通だよね。あそこの家はどうも払わずに帰ったようだ。それぞれがそれぞれの立場でいろんなことを考えるんじゃないのかと、このことを私は心配をしているわけです。

この気分、感情をほっておきますと、制度そのものを危うくしかねない。それは１年、２年ですぐ出るとは思いませんけども、今は生活保護を初めさまざまな社会福祉サービスが攻撃にさらされております。そういう中の一つのパターンが、税金は我々が払ってるのに、あの人たちはろくに税金も払わないのにサービスだけ受け取ってる。こういう中で住民間の感情というものが非常に複雑化していくということが現時点でも起きています。ですから、こういう感情の対立を生まないためにも、どの子もひとしくサービスを受けられる。そういうことが必要です。低所得者への負担軽減はもちろん必要で賛成しますけれども、そういう弱点をはらんでいることを今後の課題として、ぜひスタートした後検討をしていってほしいなというふうに思います。

以上、３点ですけれども、質問は最初の２点で、３点目は検討課題として提起をいたしました。以上で質問を終わります。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　７番二見議員さんからの御質問でございますので、まず１点目でございますが、子ども医療費の意義について述べます。

ちょうど私のほうも厚生委員会で子ども医療費についての意義については３点ぐらいあるんではないかということで御説明をした経緯があって、それを踏まえて御質問だと思います。その際に申し上げたのは、子ども医療費を助成する際に行政としての政策目標は何があるんかということで３点申し上げました。

１つは、子どもの健康増進。御指摘ありました。それから、もう一つは子育て世代の経済的な負担を軽減すると。３点目は２点目と連動すると思いますが、子育て世代を中心とする住民の満足度が高まると、そういったことが考えられますが、１点目の健康増進につきましては、二見議員もそのとおりというお話をされてましたが、現時点で子ども医療費を助成するのは、社会保障制度としてきちっと国のほうは制度があるわけですね。義務教育、就学前については２割、それから３割、それから高額医療制度、あるいは小児、子どもの慢性疾患等がありましたら、慢性疾患の対策。さまざまな施策は打ってます。それを前提に社会保障制度として前提にあって、今全国の地方がいろんな工夫をしてると。これは別の観点で地方創生とかですね、そういった観点でも入ってきてるんだと思います。

それで、冷静に今の政策目標について検討しますと、１つの健康増進については、研究者、研究機関によっては、子ども医療費を助成することによって健康指標について余り影響がないと、あるいは認められないと、検証するとないというところが現在の研究成果であろうかと思います。先ほど、きょう午前中ですね、私の行政報告の中でも御質問がありましてちょっとお答えしましたが、厚生労働省のほうが子どもの医療費制度のあり方について検討するということで、３月に報告出て繰り返しになりますが、その際も子ども医療費というのは医療の供給体制とかいろんなことがありますが、医療費の助成については、厚生労働省においてはメリット・デメリット、両論併記に今終わってるというところで、結論が出てないということであろうかと思います。結論が出てないということになると、これ税金を突っ込むわけですから、今慎重にならざるを得ないということであろうかというふうに思っております。

それで、私のほうが町がこういった制度をつくっておると、あるいはこの３月定例会で議会の皆様方に議決をいただきまして、一部負担金は入れたけれども対象年齢を拡充したという内容は、こういったことを、施策を推進しとるわけですが、これは第４次総合計画の中にも位置づけておりますけど、子育て世代の経済的な負担を軽減するという政策目標でもって施策を進めていくんだという位置づけをしております。し

たがって、本町ではそういう位置づけで推進、制度の充実を図っていくんだというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

それから、２点目の自治体間競争になっておると。確かにこれ、地方のほうも自治体間競争の様相を呈して好ましい状態ではないというふうに認識をしつつも、それぞれの市町村で置かれておる状況の中で、好ましい状態ではないというふうに踏まえながらもやらざるを得ないような状況にあるという認識が、およそ広島県内の市町村長さんの共通の認識であろうかというふうに思います。そのために県内の市長会、それから町村会も、県に対して県で一定の水準の制度を拡充をしてもらいたいということは要望しておりますし、先ほど午前中にも申し上げましたが、国において全国でやはり一律の制度を構築してもらいたいということを要望しております。

そういう状況の中で私どものほうが今回一部負担金を導入したわけですが、これは広島県での標準でありまして、広島県のスタンダードということで、これだけのその部分は御負担いただいて、より対象年齢を拡充することがこの制度についての充実になるんかというのが我々の判断。それと、我々の判断の前段で、この間、長い期間議論をして、議会でも議論いただいてます。議会での議論の経緯。まずは平成２７年３月の定例会の請願に対する不採択時の附帯決議、それから今回３月の定例会で予算を審議いただきましたが、予算特別委員会での審査過程における要望意見もそういったことを踏まえた制度設計ということには、皆さんも御了解いただけることではないかと。皆さんの御意見の大筋の方向性を踏まえた制度改正であったというふうに思います。３月もそうですし、今回御提案させていただく改正条例の一部を改正する条例ですが、これも予算の特別委員会の審査過程で出た御意見を踏まえた内容でございますので、そのように御理解いただきたいなというふうに思います。

それから、３点目は答弁しなくてもいいということなんですけど、やはり答弁ではありませんけど、こういった事業ですね。やはり所得に応じてサービス、一部負担が要る、あるいは助成制度について所得制限を設けるというのは、現下の状況では妥当なんだろうというふうに思います。

サービスも、例えば市場原理で提供できないもの。例えば、幾ら資産があって所得があっても、市場でサービスが提供されないサービスは、これは例えば以前の介護保険、介護ですね。今は介護保険という国の社会保障制度ができましたけれども、以前はそういう事業がなかったと、民間のサービスもなかったといったら、所得のある方

も本当に困っとるわけですから、介護するということ、お年寄りを介護するのに困っとるわけですから、それを公がサービスを提供していく、つくっていくと。そういう保障していく。保障するサービスを構築していく。これが大事だと思います。その際に所得に応じて受益の負担を一部していただくというのがセットだと思います。

それから、金銭給付については、この子ども医療費についてはやはりお金の給付ですから、事実上、実際には医療機関で現物給付を受けるわけですが、これはお金を給付しとるわけです。お金を給付するというのは、やはり高額所得の支払いの方にまで給付することが、限られた財源を有効に使うということから考えれば、そういうものをやむを得ないんじゃなしにやるべきだと私は思います。やはり所得に応じて変えていくと。

今回、厚生委員会で少し事例として申し上げましたけど、この乳幼児医療の子ども医療費の所得制限はどの程度かというと、旧児童手当の所得制限です。ゼロ歳から６歳までの府中町で言えば、おおむね今受給者で言えば、６歳までですよ、現行制度ですね、現行制度で言えば、９０％の方をカバーしてます。所得を超える方は１０％、ほか申請してないか、されないか、所得が超えた方ですね。それが１０％程度の方です。そうすると、この９割の方がどの程度の所得層にあるかいうのを少しわかりやすい事例を出して御説明したわけですが、府中町の職員ですね、府中町の職員。職員で今の児童手当を受けてる職員８７人おるんですが、全て所得制限超えた人はおりません。全ての方が児童手当を受給できてます。子ども医療費は現在の新児童手当よりちょっと所得制限がきつい、１００万円ぐらい低いんですけど、旧児童手当、民主党政権前の自公政権のときの児童手当ですね。児童手当の所得制限使ってるんですが、これに置きかえても府中町の職員の給与水準であれば、所得超える職員はおりませんっていう程度の所得制限なんです。

その方々に一部負担金を全てゼロにするということはどうなんでしょうかいうのを考えていただきたい。その財源があれば、この制度の今回３月議会したのは、その財源をもっと追加して財源を投入する制度改正しましたけど、年齢対象の拡充をしたわけです。それを拡充した。あるいは、私以前から申し上げてますように、子育て支援の子育てしやすい環境をつくるいろんな総合的な施策の中にそれを使いたいと。やはり、広島標準の一部負担金は基本的にはしていただいて、その財源は総合的な施策の中で財源を投入して子育て世代が居住を選択いただけるような、そういった子育て環

境が整ってる町にしたいという思いでございます。

ただ、今回は最後に申し上げたいのは、今回は無料が一部出ました。これはこの子ども医療費の今申し上げたような趣旨ではなくて、別の角度の子どもの貧困対策というのが非常に今日深刻化してますので、そこに目を向けて貧困対策の一つとして今回の条例改正をお願いするんだということです。貧困対策いうのは、この医療費だけで解決できる問題ではなくて、総合的なもちろん施策が要ります。学習支援であるとか就労促進の支援であるとか、そういった総合的な施策が必要ですが、今回、来年４月から一部負担金が導入されますので、それに合わせて医療費をターゲットにして今回やるのはこの制度だというふうに御理解いただきたいと思います。３点目については御質問でないんですけども、やはり今の日本においての公共サービスというのは、所得の再分配という機能をやはり持ってるわけですから、それはしっかりやるべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　７番二見議員。

○７番（二見伸吾君）　３番目まで含めてお答えいただきまして、ありがとうございました。

それで、幾つか引き続き論議したい部分もあるんですけども、私のほうからもこの答弁求めないと言いましたので、経過を見ながら引き続き論議をしていきたいと思います。

ただ、１点だけ、この府中町の職員が超えることがないっていうふうにおっしゃられたんですけど、共働きでもそうなんですかということが１つと、それと１点目の質問にちょっと答えていただいてないなと思ったんですけども、健康の増進という物差しでなく、命を守る、命を救うという観点でこの評価をするということについては、町長はお考えではないんでしょうか。この２つ、お答えお願いします。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　逆になりますが、２点目の子どもの命を守るという観点からいえば、確かにそういう。私、政策目標として３つ申し上げましたけど、確かにそういう点があるんかなというふうに思います。だから、こういう制度をつくってるんでありまして、それと国の社会保障制度においても、やはり子どもの命を守る、あるいは疾病を重篤化しない、そういう制度は一応国の基準としてはあるわけです。健康保険

もそうですから、我々は健康保険は当たり前じゃ思うとりますが、これ日本の誇れるべき国民皆保険制度ですよね。これが土台。それから慢性疾患であるとか難病に対する手だて、いろんな制度がある。健康保険の中にもう一つ、高額医療費制度がありますよね。率ですから青天井になりますから、高額医療費制度でそういうふうな制度がつくられてるということですので、そのことを含めて確かにそういう側面はあるというふうに思います。

最初の点、まず、この乳幼児医療の所得制限は、生計中心者です。生計中心者の所得を見るようになってます。ですから、生計中心者の所得ですから、共稼ぎであっても、例えば６００万円と５００万円のお父さん、お母さんの場合は、６００万円を見て所得制限超えてなかったら受給ができます。そういう制度になっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかになければ。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　さっき二見議員からほとんどの話は私も賛成でございますが、この５００円については前よりましになるんで賛成したいと思いますが、しかし所得制限につきましては、普通の課税とは、累進課税とは違うと思うんですね。所得税の累進課税はいろんな制限つきますけど、これは福祉でいわゆる子育て。例えば、今町長が広島で一番子育てしやすい町だというふうに打ち上げておられるわけですから、府中町にとってこの所得制限を撤廃する、あるいは所得制限を上げるとかいうことは、私はこれだけ言いたいんですけど、公平とかいろいろ言いますけど、所得制限がなくてこの医療費の支援制度が施行されれば、こういう所得がたくさんあって税金を払ってくれる人がたくさん府中に来ると思うんですよ。これ今だけ考えればそういうことを思いますけど、将来的に長い目で見れば、やはり府中町に来ればこの所得制限のない医療制度が適用できるということがうわさになれば、そういう人たちが来てくれる。決して損な話じゃない。将来的にこれはぜひ考えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　いいですか。

町長。

○町長（佐藤信治君）　もう僕も再々申し上げとるんですが、子育て、都市圏で広島ナンバーワンになるのは、一個一個全て都市圏でナンバーワンになるんじゃないですよ。

結婚、妊娠、出産、育児、子育て、それからできたらこれに質の高い学校教育。これをつないで総合的に子育て世代が居住を選択する町にしたいんだということを申し上げております。ですから、そういった施策に限られた財源をどう配分していくんか、投入していくんかというのをしっかり考えないといけないというふうなことが１点。

それから、やはり先ほど申し上げましたように、やはり所得の再分配機能というのがやはり税にはあるわけですから、所得のある方について一定そういう段階があるというのが、税を適正に資源を配分していくということについては必要なことだと思います。

それと、高額所得者の人が子育て医療費が無料だから、それは喜ぶでしょう。喜ぶけど、それで、その１点だけで府中に転入してもらえます。総合的な施策で子育てがしやすい環境が整ってる。質のいい教育ができる。してもらえる。それから、地理的にはいいですよ。公立学校じゃない私学にも通学できるようなポジションに府中町はあるわけですから、そういう総合力の中で子育て世代に居住を選択していただくわけで、この１点で勝負するわけじゃない。簡単に無料だったら来てくれますよと、それで選んでもらえるかなと、１点だけでというふうに思ってます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかに。

１１番林議員。

○１１番（林　　拡君）　私は、子どもの医療費は所得制限をなくし、公平な助成をすべきだと考えています。府中町の乳幼児医療助成の歴史を踏まえて質問いたします。

府中町における乳幼児医療への助成は、１９７３年。

○議長（中村武弘君）　林議員、議案に質問をしてください。

○１１番（林　　拡君）　どういうことですか。今、乳幼児の。

○議長（中村武弘君）　原案に質問があるかどうか。

○１１番（林　　拡君）　意見じゃないです。質問です。いいですか。

○議長（中村武弘君）　はい。

○１１番（林　　拡君）　府中町の乳幼児医療の助成の歴史を踏まえて質問いたします。

府中町のおける乳幼児医療への助成は、１９７３年、昭和４８年にスタートしました。広島県と同時にゼロ歳児を対象に始まったわけですが、翌年、１９７４年にはゼロ歳児に対し、府中町に住んで３年以上の人に所得制限をなくしています。対象も

１歳児までと広がりました。こちらのほうは所得制限がありました。しかし、平成４年には１歳児を含めて３年以上府中町に住んでいる人には所得制限がなくなり、所得制限なしが平成１０年まで２４年間続きました。その後、対象を順次引き上げ、このたび改正の一部負担があるものの、小学生の通院及び中学生の入院も助成の対象になりました。

県がずっと所得制限つきの助成であったのに対し、府中町が四半世紀にわたって所得制限を設けず、医療費を助成してきたことは、高く評価されるべきものです。なぜなら、所得制限なしは社会保障の発展の歴史に沿ったものであるからです。揺りかごから墓場までと言われるように、住民の福祉と命を守ることは、地方自治体の重要な役割です。その意味で今回の非課税世帯への一部負担金の免除は、貧困対策としては大切な意味を持っています。

しかし、戦後社会保障の到達点である無差別という点から見ると後退です。医療給付は、無差別、無料が原則です。全ての人や子どもが分け隔てなく同じ医療のサービスを受けることができなければならないというのが社会保障の本来のあり方です。サービスを受けることまで所得に応じて差別されるというのは、おかしいということです。先ほど何個か答えていらっしゃったんですけれども、社会保障のあり方、そして四半世紀にも続いた府中町の医療費助成の原点から見て、所得要件をなくし、公平な助成をすべきだと思いますが、町としての見解をお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　一部負担金の導入というのはどういう意義があるかいうのは、今まで十分私の考えは御説明させていただいたところでございます。それと、府中町の乳児医療、子育て医療費の歴史ですね。歴史を踏まえて御質問でしたが、こういう歴史の中で本日の到達点があるというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかに。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　先ほど町長は無料にしたけいうて府中町にはそんなに人が入ってこんじゃろう、住まれないじゃろうというお話が、御答弁があったと思います。医療費をこのまま無料にした場合ですね。先ほど御答弁でありましたように、私も請願が出たときの厚生委員のメンバーの一人で、そのときにワンコインでというお話を町

のほうがされております。それの４回の２，０００円までいうのはその後のお話で、そのときは無料じゃったらかからんでいい病気でも、大したことなくてもただじゃけ行こうというようなこともあるしというようなことがございまして、その時点で私もそれなりの理解は示させていただいたつもりでございます。

その後、いろんな方に私の個人的な意見です。いろんな方とお話。

○議長（中村武弘君）　すみません、意見じゃなくて、質問。短く。

○２番（木田圭司君）　先ほど町長の。要するに、私の聞く限りでは、やっぱり今のままでいいと言われる方が多いんです。要するに、行政としては対象年齢を拡充したい。よその近隣に劣ったような形では見られたくないということはあるんだろうと思います。一応は決まったことではありますけど、まだお時間もありますので、例えば就学前までは何らかの措置をとるとか、いろんな住民の動きも出ておりますので、しっかりその辺を検討していただいて、しっかり説明もしていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　いいですか。今、意見として。答弁します。

町長。

○町長（佐藤信治君）　２点ございます。

私がこの制度で転入してもらえる方はおらないでしょうと言ったのは、所得制限をなくせということについてですよ。だから、どんな所得持ってる方も子ども医療費を受けれる、無料だということになったら、高額所得者が府中町に長期的にはたくさん入ってくるでしょうという御意見に対して、それは科学的に検証された御意見かどうかわかりませんけど、高額所得者の方がこの制度だけもって府中に住もうということは、なかなかそれは違うんじゃないんでしょうか。子ども・子育て支援、教育、府中町の住みよい利便性、総合的な観点から居住を選択いただけるんじゃないんでしょうかということを申し上げたということで、この制度で転入してもらうとかそういうのは関係ないというつもりで申し上げたわけじゃございません。

２点目の現行のままでいいという御意見については、町のほうが４次総の策定の際にしっかり考えて３月議会で、これも何度もお話ししてますが、議会のほうの大方の方向性を踏まえて制度設計して議決いただいて、今回３月の定例会で議員の皆様の御議論の中でのそういう方向性を踏まえて制度設計をさせていただというのを十分御理

解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わりますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定しました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１６、第７２号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第７２号議案　平成２８年１２月９日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５条）第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますけど、地方自治法第９６条第１項第８号に規定する条例で定める財産を取得するためということでございます。

詳細の説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君）　第７２号議案、財産の取得について、補足して説明させていただきます。

取得する財産は、来年４月開館を目指し、現在本町五丁目に建設中の府中北交流センター１階集会所及び２階児童センターの事務備品等一式でございます。

それでは、第７２号議案参考資料をお開きください。

契約の概要についてです。

財産の表示、府中北交流センター事務備品等一式、契約の方法は指名競争入札、入札執行年月日は平成２８年１１月１７日、予算額は１，１２８万３，８４０円、購入金額は８７４万８，０００円、仮契約年月日は平成２８年１１月２４日、納入期限は平成２９年３月２１日、契約の相手方、広島市安佐南区伴南一丁目３番１６号　株式会社五興でございます。

続きまして、取得財産の明細を主なものについて御説明をします。

まず、１階集会所です。

ラウンジには、ロビーチェアやセンターテーブル、各種パンフレット等を配架するためのスタンドを設置します。多目的室１、２は、会議用テーブル２０台、会議椅子８０脚、椅子をおさめるチェアポーターや講演会などで使用する演台、簡易ステージ、倉庫内に物品を収納するためのラック及びシューズボックスを設置します。

また、多目的室２には、会議椅子３０台、折り畳みテーブル１０台を設置します。

続いて、２階児童センターです。

事務室には、スペースの有効活用のため、事務机ではなく大きなミーティングテーブルを６人で利用できるように、椅子６脚、引き出し６台、キャビネットを購入します。

相談室には、ミーティングテーブルと椅子６脚を配置し、相談体制を整えます。

図書ラウンジには、図書ラックを４台とキャンバスブロックという小さな子ども用の机と椅子の併用が可能なものを１０台配置、その他メーンソファと４人がけのテーブルセット３台を設置いたします。

授乳室に配置する事務備品は、授乳用椅子２脚となっています。

多目的室には、会議用テーブルを１６台、会議用椅子を１００脚、椅子を収納するためのチェアポーターを２台、研修会、講習会等のための簡易ステージのセットと演台を１台、ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターワゴンを配置します。

多目的室の畳コーナーには、座卓２台と座布団１０枚を配置します。

倉庫には棚がないため、収納しやすくするためにラックを２台置きます。

以上、取得する事務備品等は、１階集会所１６５件、２階児童センター２３０件、合計で３９５件で、取得金額８７４万８，０００円となるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１７、第７３号議案、平成２７年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第７３号議案　平成２８年１２月９日提出。

平成２７年度府中町歳入歳出決算の認定について。

平成２７年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により議会の認定に付する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいま理事者の説明があったわけでございますが、本案につきましては、委員会付託前に本会議において総括的な補足説明と監査委員の意見をお聞きし、決算審査特別委員会委員、後ほど改めて指名いたしますが、本年度は奇数番でのメンバー構成となりますので、奇数番となる方の発言は遠慮していただきながら、

偶数番議員の皆さんで決算審査特別委員会に対し、特に審査してもらいたい事項等の要望をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議ないようですので、そのように進めてまいります。

それでは、総括的な事項についての補足説明をお願いします。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第７３号議案、平成２７年度府中町歳入歳出決算の認定についてを補足して説明いたします。

１枚おめくりいただいて、平成２７年度主要施策の成果に関する調書の１ページから２ページの主文の読み上げにより、決算の総括的説明とさせていただきます。

平成２７年度の国の当初予算は、消費税増収分を活用した子育て支援や医療・介護分野の充実、また、魅力あふれるまちづくり・ひとづくり・仕事づくりの推進や、東日本大震災からの復興の加速化などに重点配分のうえ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算として編成されました。

加えて、デフレ不況からの脱却を確かなものにし、経済好循環をさらに拡大していくため、平成２７年２月に成立した「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に係る補正予算と一体的に編成されたところは、特徴的な点といえます。

こうした国の各種施策の効果により税収は増加しているものの、景気回復の実感としては、国民の間に十分浸透していないのが現状です。

さらに、国は平成２８年１月、「希望出生率１．８」「介護離職ゼロ」を主題とした子育て・介護関連事業を中心に、「１億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」と銘打った補正予算を編成したところです。

当町においては、国の政策を注視するとともに、予算に掲げたまちづくりへの取り組みを着実に実施し、適正な事業執行に努めました。

平成２７年度における当町の一般会計の決算は、次のとおりです。

歳入面のうち、町税においては景気回復を背景に前年度と比較し、個人町民税で１億２，８８９万５，０００円、法人町民税で５億４，２３５万１，０００円の増収となり、町税全体では６億８５５万３，０００円、８．９％増の７４億８，１４５万６，０００円となりました。

また、主として学校施設耐震化事業の影響により、町債で１７億６，００８万

４，０００円、１０２．７％増の３４億７，３０７万２，０００円、国庫支出金で９億７，６６１万５，０００円、３７．０％増の３６億１，３２０万５，０００円となりました。

そのほか、地方消費税率引き上げの平年度化により、４億５４３万７，０００円、６８．７％増の９億９，５２０万７，０００円となった地方消費税交付金や、２億４，１１３万７，０００円、７６８．５％増の２億７，２５１万４，０００円となった繰越金も要因となり、歳入総額としては４３億６，２６１万４，０００円、２８．７％増の１９５億３，８４６万４，０００円となりました。

歳出面において、投資的事業は、実施計画に基づく予算の重点配分によって向洋駅周辺土地区画整理事業や公共下水道事業を引き続き実施するとともに、学校施設耐震化事業では鋭意工事を進めた結果、府中中央小学校の新校舎の完成並びに府中中学校の仮設校舎の建設をもって年度末の耐震化率を１００％としました。

前年度に着手した南小学校青崎東線整備事業や（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等整備事業も計画的に執行しました。

消防救急アナログ無線のデジタル化については整備を完了し、運用を開始したところです。

経常的事業では、人権・男女共同参画社会の推進や少子化対策の強化、災害対策や健康づくりへの取り組みなど、住民福祉の向上に努めました。

また、今後のまちづくりの指針となる「第４次総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、「子ども・子育て支援新制度」「社会保障税番号制度」「教育委員会新制度」など、大きく変化した行政システムについても適切に対応しました。

歳出総額は、前年度と比較し、４１億９，０４０万３，０００円、２８．１％増の１９０億９，３７４万円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は４億４，４７２万４，０００円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源１，５４６万４，０００円を差し引いた実質収支は４億２，９２６万円となりました。

なお、当該年度の歳入により当該年度の歳出がまかなえたことから、前年度同様、財政調整積立基金を取り崩さない決算となり、年度末の当該基金残高は１５億１，５１５万４，０００円となりました。

平成２７年度の主な財政指標は、次のとおりです。

財政力指数は、前年度の０．８６５から０．８６０に下がりました。

実質公債比率は、標準財政規模の増加等により１２．４％から１０．８％に下がりました。

経常収支比率は、町税等の経常一般財源の増加により、１００．６％から９３．８％に下がりました。

一般会計の地方債残高は、学校施設耐震化事業に係る借り入れにより教育債が増加した影響が大きく、全体では１７億４６５万８，０００円増の２０６億７，４８８万９，０００円となりました。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、決算審査の参考資料であります平成２７年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に監査委員の木田議員がおられますので、木田議員、よろしくお願いいたします。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　それでは、府中町監査委員として平成２７年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況における審査結果について報告をさせていただきます。

なお、決算審査につきましては、府中町代表監査委員土井精二及び前任の監査委員小菅巻子の両氏により実施されたものですが、後任者として引き継いでいますので、私のほうで報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、参考資料として事前にお配りしております平成２７年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をもとに説明をいたしたいと思います。

１ページをお開きください。

決算意見を述べさせていただいております。地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令に定める様式を基準として計数が正確で関係諸帳簿と一致しているか、また必要に応じて関係職員の説明を求めて実施をいたしました。その結果、審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と一致しており、予算執行は適正に行われていることを認めております。

次に、５９ページをごらんください。

地方自治法第２４１条第５項に規定する基金、本町では、府中町土地開発基金が審査対象となりますが、その基金に対する基金運用状況の審査意見でございます。先ほどの決算と同様に、審査に付された基金運用の計数が正確で、設置目的に従って適正に行われていると認めております。

以上が審査の結果となります。

また、参考意見として、６０ページから１、決算について、６１ページから２、財源の確保について、３、不用額について、４、不納欠損処分等について述べさせていただいております。

決算につきましては、審査に付された諸帳簿に基づき、まとめさせていただいております。先ほど企画財政部長から決算内容の説明がありましたので、重複する部分を除いた部分の主な事項を説明させていただきます。

一般会計の歳入は、調定額１９７億８８７万円に対し、収入済額１９５億３，８４６万４，０００円、不納欠損額１，７７８万５，０００円、収入未済額１億５，２６２万１，０００円で、前年度と比べると不納欠損額は１，４７０万８，０００円、収入未済額は８５２万円減少し、歳出は予算規模２０６億１，６６８万６，０００円に対し、支出済額１９０億９，３７４万円、翌年度繰越額７億１，３１０万４，０００円、不用額は８億９８４万２，０００円で、前年度と比べると不用額は１，８８６万７，０００円増加している。

また、特別会計全体の歳入は、調定額１２８億８，７７９万１，０００円に対し、収入済額１２５億８，２３９万２，０００円、不納欠損額３，２８０万円、収入未済額２億７，２５９万９，０００円で、前年度と比べると不納欠損額は２，６２１万８，０００円、収入未済額は２，６８６万４，０００円減少している。しかし、一般会計からの繰入金は１８億１，７５６万７，０００円で、前年度と比べると１億３，９６９万４，０００円増加をしている。

また、歳出は、予算規模１２８億５，７１１万３，０００円に対し、支出済額１２５億２，８０８万５，０００円、不用額３億２，９０２万８，０００円で、前年度と比べると支出済額は１３億７，８９１万６，０００円増加し、不用額は１億８，５６２万８，０００円減少している。

これらを踏まえ、２の財源の確保についてでは、国の経済成長戦略による円高修正、

税財政制度の変更及び景気の動向等の影響で税収が変動するため、確かな見通しを持つことは困難ではあるが、税収予測に当たっては、社会経済情勢の動向の変化を的確に把握し、持続可能な行財政構造を着実に構築するための財政目標を設定するとともに、経済や税財政制度の変動に柔軟に対応できるよう、引き続き財務強化に努められたい。

３の不用額については、歳出削減の努力により不用額が発生するものとはいえ、多額となることは適切な予算を執行するという点では好ましいことではないため、引き続き限られた財源を適切に配分し、無駄を排除した的確かつ効率的な予算執行を行い、事業の進捗状況を的確に把握した上で不用額が生じる見込みがある場合には減額補正を行うなど、これまで以上に行財政改革の徹底や施策の選択を図られたい。

４の不納欠損処分等では、前年度比で４，０９２万６，０００円、４４．７％、収入未済額も３，５３８万４，０００円、７．７％減少し、収納率も０．５ポイント上回っていること等から、税収等の確保については日々努力されていることがうかがえるとした上で、処分に至るまでの経緯に当たっては、常に慎重に対処するとともに、今後とも法令等の趣旨に基づき、引き続き厳正に努めていただきたい。

特に、特別会計の収入未済額については、貴重な財源とともに負担の公平性を確保する上でも、収入未済額が着実に減少できるよう、積極的に取り組まれたいと意見を述べさせていただきました。

また、平成２７年度は第３次総合計画の総決算の年度であり、平成２８年度からは新町長のもと第４次総合計画の初年度となることから、今までのまちづくりの目標を継承しながらも、郷土意識が持てる特色あるまちづくりに一層努められるよう期待申し上げ、締めくくらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　以上でそれぞれの説明を終わりました。

ここでお諮りします。

本案は、慣例により、平成２７年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお願いすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議ないようですので、そのように決定いたしました。よっ

て、平成２７年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解いただいていることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えておきます。

（決算審査特別委員会設置）

○議長（中村武弘君）　次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申し合わせによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。今回は奇数番の議員により構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、府中町議会委員会条例第５条の規定により、１番岩竹議員、３番橋井議員、５番繁政議員、７番二見議員、９番益田議員、１１番林議員、１３番中村勤議員、１５番加島議員、１７番小菅議員、以上の９名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、平成２７年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから平成２７年度決算審査特別委員会の正・副委員長の互選をいたしたいと思いますので、ただいま選任されました委員の皆様は、第１委員会室にお集まりください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　しばらく休憩いたします。

（休憩　午後２時２０分）

（再開　午後２時４４分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　ただいま、平成２７年度決算審査特別委員会が開かれ、委員長には１番岩竹議員、副委員長には３番橋井議員が互選されました。

本席におられますので、まず委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　決算審査特別委員会委員長に選出を受けました岩竹です。有意義な決算審査委員会になるように、私頑張ります。議事進行が円滑に進むために、議員の皆様と理事者の皆様の御協力を切にお願いして委員長の挨拶にかえたいと思います。頑張ります。よろしくお願いします。

（拍手）

○議長（中村武弘君）　ありがとうございました。続いて、副委員長、お願いいたします。

３番橋井議員。

○３番（橋井　肇君）　このたび決算審査特別委員会の副委員長に任命をいただきました橋井でございます。委員長を支えてしっかりと頑張ってまいります。どうぞ皆様、よろしくお願いをいたします。

（拍手）

○議長（中村武弘君）　ありがとうございました。大変御苦労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

審査に係る経費については、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いしたいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長（佐藤信治君）　はい。

○議長（中村武弘君）　よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第７３号議案、平成２７年度府中町歳入歳出決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。したがいまして、１２月１４日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

平成２７年度決算審査特別委員会の審査のため、１２月１４日から１２月１９日までの６日間、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。したがって、１２月１４日から１２月１９日までの６日間、休会とすることに決定いたしました。決算審査特別委員会の皆様には大変御苦労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は１２月１２日午前９時３０分から会議を開きます。どうも御苦労さまでした。

（散会　午後２時４８分）